

令和6年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業」

研修教材 活用BOOK

令和7年3月

「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業」検討委員会
(事務局：一般財団法人日本総合研究所)

はじめに

「研修教材活用 BOOK（以下、「活用 BOOK」）」は、令和6年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業」において作成したケースワーカー向け研修教材（以下「研修教材」）の使い方を紹介するものです。

活用 BOOK は、本事業で検討した「研修教材の概要」と、実際に研修教材を活用する講師担当者に向けた「研修教材テーマ別 解説のポイント」で構成されます。

研修教材はプレゼンテーションソフトウェアプログラム Microsoft® PowerPoint® で作成しており、下記の WEB サイトに、教材データを編集可能な形式（PowerPoint プレゼンテーション(*.pptx)）で掲載しています。インターネット環境があれば、どなたでも無料でダウンロードいただくことが可能です。

研修教材等掲載ページ

<https://www.jri.or.jp/cwkenshu-kyouzai2025/>

この研修教材と活用 BOOK が、1人でも多くのケースワーカーを始めとする皆さまのよりよい生活保護実践の一助となれば幸いです。

研修教材及び活用 BOOK における用語の使い方

ケースワーカー：

社会福祉法第15条では「現業を行う所員」と規定されています。「最低生活の保障」という金銭給付と、「自立助長」という対人支援をともに行うことから、ケースワーカーという名称で呼ばれることが多いため、「ケースワーカー」あるいは「CW」と表現しています。

被保護者・要保護者・相談者：

「被保護者」とは、現に保護を受けている人をいいます。「要保護者」とは現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある人をいいます（生活保護法第6条）。

研修教材及び活用 BOOK では、現に保護を受けている人を「受給者」あるいは「生活保護を受給されている方」と表現しています。また、現に保護を受けている人と受けていない人どちらも含める場合においては「本人」と表現しています。要保護者を除く場合は「相談者」と表現しています。

福祉事務所によっては、現に保護を受けている人を「被保護者」「利用者」と表現しているところもあります。研修実施時には、普段使用している表現に適宜修正してください。

目次

I. 研修教材の概要	1
1. 生活保護業務を適切に実施するために求められる知識・ノウハウ	3
2. 研修教材の活用にあたって	4
II. 研修教材テーマ別 解説のポイント	1
1. 業務にあたっての前提	12
No. 1 生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え	12
2. 生活保護制度の実務	33
No. 2-1 生活保護の基本的な実務	33
No. 2-2 生活保護手帳の使い方	56
3. 相談援助・支援に関する知識・技術	58
No. 3-1 生活保護業務における面接相談	58
No. 3-2 訪問調査	60
No. 3-3 アセスメントと援助方針の策定	62
4. 対象者の適切な理解に基づく支援（テーマ別）	65
No. 4-1 認知症のある方への支援	67
No. 4-2 依存症の方への支援	71
No. 4-3 ひきこもり状態にある方への支援	74
No. 4-4 子どものいる世帯への支援	76
No. 4-5 ① 精神障害のある方への支援	79
No. 4-5 ② 精神障害のある方への理解を深める	81
5. 働きやすい職場づくり	85
No. 5_生活保護におけるリスクマネジメント	85

I. 研修教材の概要

生活保護法は、日本国憲法第 25 条に規定される生存権を具現化したものです。

国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としており「最後のセーフティネット」です。

ケースワーカーは、生活保護法の目的を達成するため、最低生活保障としての保護費の支給と、自立の助長のための相談援助・自立支援を通じて、住民が当たり前の暮らしを送るための権利や命を守る立場にあります。

生活保護が必要な人に確実かつ速やかに保護を適用することが必要であり、保護の申請権を侵害する行為や侵害する恐れのある行為はあってはならないものです。

また、居宅訪問等による生活実態の把握などを通じた生活保護の決定実施や相談援助・自立支援などの業務を適切に行うことが求められます。

ケースワーカーがこうした業務を適切に行うためには、その前提として生活保護制度の意義・目的について理解を深めるとともに、生活保護法の目的である最低生活保障と自立助長を適切に実施するための実務や相談援助・自立支援に関する知識・ノウハウを習得することが必要です。

現在、ケースワーカーを対象とした都道府県・指定都市本庁等における研修や、福祉事務所における職場内研修が実施されていますが、研修の実施状況や研修内容にばらつきがあり、ケースワーカーの質の確保・向上のための研修の充実が望まれます。

こうした状況を踏まえ、平成 30 年度社会福祉推進事業「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業」（以下「H30 事業」）において作成した研修教材について更に検討を加え、**すべてのケースワーカーが、福祉事務所における職場内研修や都道府県・指定都市本庁等における研修を通じて、生活保護制度の意義・目的と心構え、生活保護制度の基本的な実務について学ぶことができることを主眼として、新たに「生活保護の意義・目的とケースワーカーとしての心構え」と「生活保護の基本的な実務」に関する研修教材を作成しました。**また、相談援助・自立支援に関する知識・技術や事例検討などの研修教材についても必要な見直しを行いました。

<本研修教材のポイント>



- 福祉事務所や都道府県・指定都市本庁等において実施する研修で活用可能な教材を作成する。
- H30 事業において作成した「生活保護業務の実践における知識・体系のイメージ」を土台に検討した「**生活保護業務を適切に実施するために求められる知識・ノウハウ**」（後掲）に基づき、研修教材を構成する。
- ケースワーカーが**業務を行う前提**として、「生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え」及び「生活保護の基本的な実務」を**必須の研修カリキュラムとして位置づける**。これらのカリキュラムはすべてのケースワーカーが必須で学ぶことが望ましいため、各福祉事務所において研修を実施できるようにするための観点を重視して作成。
その上で「相談援助・支援に関する知識・技術」等のカリキュラムにより更に学びを深めていくものとする。
- 中堅ケースワーカーあるいは査察指導員が講師を務める場合において、必ずしも研修講師の経験が豊富でなくとも、教材の趣旨を伝えられるよう「**研修教材テーマ別 解説のポイント**」を作成し、**研修実施の促進を図る**とともに効果的な研修が実施できるよう配慮する。
また、相談援助・支援に関する一部テーマについては、ソーシャルワークの知見を有する者あるいは外部有識者に講師を依頼するなどして、更なる学びを深めていくことを想定。
- 研修教材は標準的なものとして作成する。講師担当者が使いやすいものとなるよう、必要に応じて加筆・修正できる媒体で公表する。



1. 生活保護業務を適切に実施するために求められる知識・ノウハウ

「生活保護業務を適切に実施するために求められる知識・ノウハウ」は下図のとおりです。

生活保護業務を適切に実施するために求められる知識・ノウハウ

- ・ ケースワーカー（CW）が業務を行う前提として、**生活保護制度の意義・目的やCWとしての心構えを理解することが必須**。
- ・ この前提のもと「生活保護制度の実務に関する知識」と「相談援助・支援に関する知識・技術」の**双方を備える必要**がある。

前提

○生活保護制度の意義・目的

- ・ 国家責任による生存権保障
- ▶ 生活保護の4つの原理
- ・ 最低生活保障と自立助長

○CWとしての心構え

- ・ 要保護者の状態・立場や心情の理解
- ・ 住民の当たり前の暮らしの保障
- ・ 尊厳の確保
- ・ 組織的な対応

○生活保護制度の実務に関する知識

・生活保護制度の実務に関する知識

(例) 生活保護の決定・実施、自立支援、生活保護手帳の理解、ケース記録の記載 等

・他法他施策の知識

(例) 生活困窮者自立支援制度、児童福祉、母子・父子・寡婦福祉、高齢者福祉、障害者保健福祉、年金制度、住宅施策、就労支援制度、就労支援・雇用保険制度、公費医療制度、依存症施策、消費者保護・債務整理、成年後見制度・日常生活自立支援事業、更生保護 等

・関係機関等地域の社会資源

(例) 生活困窮者自立支援機関、社会福祉協議会、児童相談所、学校、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、学校、年金事務所、ハローワーク、法テラス 等

○相談援助・支援に関する知識・技術

・相談援助・支援の基本（CWの役割）

▶ 受給者本人・世帯への直接的な働きかけと環境への働きかけ

・相談援助・支援の方法

(例) 初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等

・対象者の適切な理解に基づく支援

(例) 高齢者（認知症やMCIのある方、身寄りのない方含む）、障害者（身体・知的・精神障害、その他）、子どものいる世帯（虐待、不登校、ヤングケアラー、学習支援等）、住居が不安定な状態にある方（ホームレスを含む）、矯正施設退所者、金銭管理や債務整理・家計改善支援が必要な状態にある方、ひきこもり状態にある方（8050世帯含む）、依存症のある方（アルコール、薬物、ギャンブル等）、健康管理支援が必要な状態にある方（未受診、生活習慣病 等）

○人材や組織のマネジメント

- ・ 組織的な運営（課長、SV、CW）
- ・ リスクマネジメント

- ・ CWに対するスーパービジョン
- ・ 働きやすい職場づくり（メンタルケアを含む）

2. 研修教材の活用に当たって

(1) 研修教材のテーマ及び獲得目標

研修教材のテーマ及び獲得目標は以下の通りです。

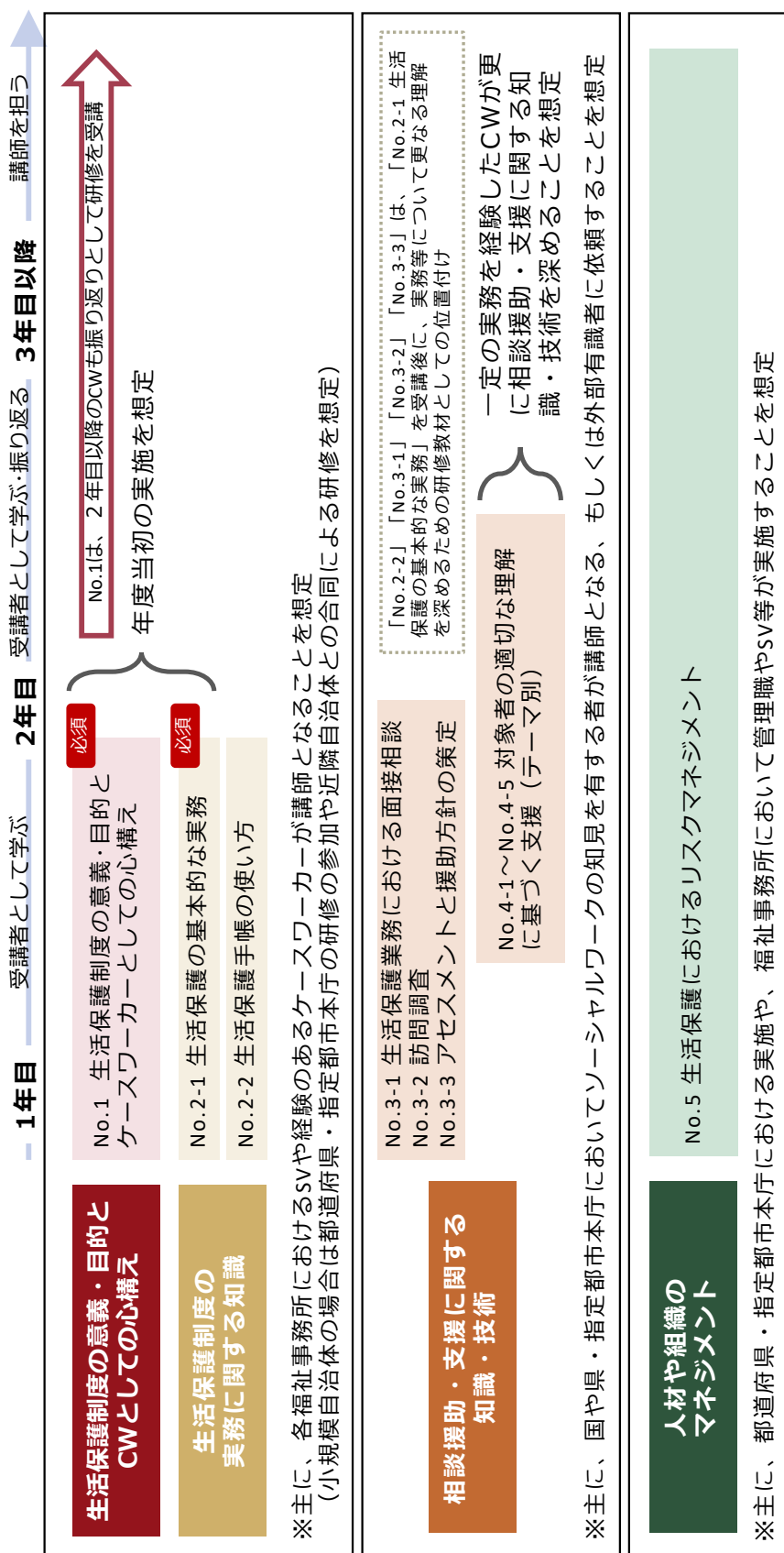
本事業で作成した研修教材のテーマ

No	教材名	獲得目標
1. 業務に当たっての前提		
No.1 【必須】	生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え	生活保護制度の意義・目的を理解し、ケースワーカーとして仕事に取り組む上での心構えを理解する
2. 生活保護制度の実務		
No.2-1 【必須】	生活保護の基本的な実務	生活保護制度の原理・原則や運用の基本について理解し、その上でケースワーカーに求められる実務を理解する
No.2-2	生活保護手帳の使い方	「生活保護手帳」「別冊問答集」の位置づけ・構成・利用する際の留意点を理解し、日常業務で活用できるようになる
3. 相談援助・支援に関する知識・技術		
No.3-1	生活保護業務における面接相談	面接相談の目的、「主訴とニーズ」、面接のための援助技法を学び、日常業務に活かす
No.3-2	訪問調査	訪問調査の目的・重要性・訪問調査時の留意点等を理解し、日常業務に活かす
No.3-3	アセスメントと援助方針の策定	アセスメントの基本及び援助方針策定時の留意点とストレングス視点の重要性を学び、日常業務に活かす
4. 対象者の適切な理解に基づく支援（テーマ別）		
No.4-1	認知症のある方への支援	認知症についての基本的な知識を学び、支援にあたっての姿勢を理解する
No.4-2	依存症の方への支援	依存症についての基本的な知識を学び、支援にあたっての姿勢を理解する
No.4-3	ひきこもり状態にある方への支援	ひきこもり状態にある方の状態像や基本的な知識を学び、支援にあたっての姿勢を理解する
No.4-4	子どものいる世帯への支援	子どものいる世帯の特徴や基本的な知識を学び、支援にあたっての考え方や姿勢を理解する
No.4-5①	精神障害のある方への支援	精神障害についての基本的な知識を学び、支援にあたっての姿勢を理解する

No. 4-5②	精神障害のある方への理解を深める	いわゆる心の病のある方への支援における考え方や、障害特性、「本人主体」の支援のポイントについて深く学ぶ
5. 働きやすい職場づくり		
No. 5	生活保護におけるリスクマネジメント	生活保護業務におけるリスクとリスクマネジメントの考え方およびリスク発生時の具体的な方法を検討する ストレスマネジメントの必要性とその方法を理解する

(2) 研修教材の活用イメージ

研修教材は、以下の流れで活用いただくことを想定しています。



(3) 研修教材の構成

本研修教材は、主に以下のような構成となっています。

表紙	教材のテーマを記載しています。 事前に実施日を記入しておきましょう。
目次	最初に目次を見ながら、研修の全体像を受講者と確認しましょう。
本研修の 獲得目標を確認する	この研修で何を学ぶかを確認します。 最後に「振り返り」の時間を設けているので、ここで講師からしっかり獲得目標を伝え、受講生に意識してもらうようにしましょう。 特に強調して伝えたいポイントがある場合、適宜加筆・修正してください。
ワークを行う上での 留意点 ※ワークのある教材のみ	限られた時間で有意義なワークを行うために、みんなで守るルールを事前にアナウンスします。 他にも重要だと思われるものがあれば、適宜追加してください。
本編	テーマに沿って、基本的な考え方や知識・技術を学びます。 各スライドのポイントについては、必要に応じて「Ⅱ. 研修教材テーマ別 解説のポイント」をご参照ください。 可能な限り、講師ご自身の実体験に引き寄せて解説などをしていただくと、受講者の学びが更に深まります。
まとめ	この研修の獲得目標を再確認し、講師よりメッセージを伝えます。教材には「記載例」を載せていますが、可能な限り、講師の方ご自身の言葉で、受講生の皆様が前向きに業務に取り組めるようなメッセージを記載してください。
獲得目標の確認と 振り返り	獲得目標に対する達成度を自己評価してもらいます。 「学べてよかったこと・もっと知りたいこと」は、次回以降の研修企画や講師の教え方の検討に生かしていきましょう。
出典・参考図書・文献	教材を加筆する際、新たに書籍や資料等を引用・参照した場合は、追記してください。その他参考になる、講師おすすめの図書・文献があれば、そちらもぜひ追記してください。

(4) ご留意いただきたいこと

研修教材をご活用いただく際は、下記をご一読ください。

1) 本研修教材及び活用 BOOK の利用者の範囲について

- 福祉事務所及び都道府県・指定都市本庁において、職員等への研修の用途で利用いただくことを想定しています。それ以外の部署や団体等においても、営利を目的としない範囲において利用していただいて構いません。

2) お手持ちの教材に、本研修教材を加えていただく場合について

- 既にお手持ちの研修教材に、本研修教材の中から、必要なスライドや記述を一部抜粋いただくことも可能です。その際は出典を記載してください。

例)

出典：R6「生活保護 CW の研修のあり方に関する調査研究事業研修教材」『教材テーマ名』p.○より抜粋

3) スライドを改変する場合について

- 本研修教材作成に用いた資料の文脈や研究成果等を逸脱せず、かつ参考文献・資料の著作権を侵害しない範囲において、利用者自身の責任で行ってください。なおこの場合、本事業の実施主体並びに執筆担当者は一切責任を負いません。改編等を行った場合は、出典を記載するとともに、利用者が一部改編等を加えたことを明示してください。

例)

出典：R6「生活保護 CW の研修のあり方に関する調査研究事業研修教材」『教材テーマ名』p.○を一部改変

- なお、統計データや制度の情報については、法改正等によりそのままでは利用できなくなることもあります。その場合は、適宜新たな情報に差し替えをしてください。

4) 利用に当たっての留意事項の承諾

- 利用者が本研修教材を利用した時点において、本留意事項に同意いただいたものとみなします。

5) 著作権の帰属

- 引用部分を除き、研修教材及び活用 BOOK の著作権は、一般財団法人日本総合研究所および教材制作者に帰属します。

6) 免責事項

- 利用者が研修教材や活用 BOOK を用いて行う行為および結果に対しては、一切責任を負いません。



「振り返り」の重要性

研修で得た学びを業務に活かすためには、
研修を実施した後の振り返りを行うことも重要です
(例えば3か月後や6か月後などのタイミング)。
受講者が学んだことをどのように業務に活かしているか、
また更に学びを深めたいことは何かを確認するなど、
振り返りをするための時間をぜひ取ってみてください。

Ⅱ. 研修教材テーマ別 活用のポイント

次頁から、研修教材のテーマ別に、解説のポイントをご紹介します。

解説のポイントについては、講師の方に読み上げていただくことを願うものではなく、講師となる方が説明するに当たって基礎的な知識として把握しておくべき内容や受講する皆様に伝えるべき重要なポイント及び留意点をまとめたものです。

特に、**必須テーマである「No.1 生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え」**及び**「No.2-1 生活保護の基本的な実務」**については、解説のポイントを重点的に記載していますので、受講者への説明に当たって参考としてください。

No	教材名	ページ
1. 業務に当たっての前提		
No.1	生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え 【必須】	11
2. 生活保護制度の実務		
No.2-1	生活保護の基本的な実務【必須】	32
No.2-2	生活保護手帳の使い方	55
3. 相談援助・支援に関する知識・技術		
No.3-1	生活保護業務における面接相談	57
No.3-2	訪問調査	60
No.3-3	アセスメントと援助方針の策定	62
4. 対象者の適切な理解に基づく支援（テーマ別）		
No.4-1	認知症のある方への支援	67
No.4-2	依存症の方への支援	71
No.4-3	ひきこもり状態にある方への支援	74
No.4-4	子どもがいる世帯への支援	76
No.4-5①	精神障害のある方への支援	79
No.4-5②	精神障害のある方への理解を深める	81
5. 働きやすい職場づくり		
No.5	生活保護におけるリスクマネジメント	85

1. 業務に当たっての前提

No.1 生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え

■研修の獲得目標

生活保護制度の意義・目的を理解し、ケースワーカーとして仕事に取り組む上での心構えを理解する

■所要時間の目安

1 時間半～2 時間程度

※必ずしも1回で実施していただく必要はありません。

講師・受講者の業務の状況等に応じて、柔軟に時間の設定をしてください。

■必要な準備

(必要に応じて) 生活保護手帳・別冊問答集

「まとめ」スライドの「講師からのメッセージ」

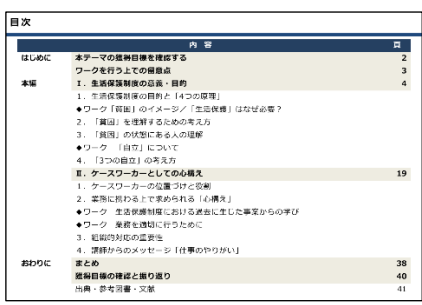
ワークが実施しやすい(受講者同士が話しやすい) 座席配置


■この研修で行うワーク

- ① 「貧困」のイメージ/「生活保護」はなぜ必要?
- ② 「自立」について
- ③ 生活保護制度における過去に生じた事案からの学び
- ④ 業務を適切に行うために

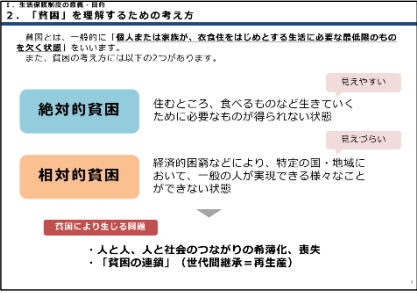
※時間によって、ワークは省略していただいて差し支えありませんが、③は必ず取り組んでください。

📖 研修の進行情例

頁	スライド画像	(講師向け) 解説のポイント
0	表紙	略
1		最初に、目次を見ながら、研修の全体像を受講者と確認しましょう。

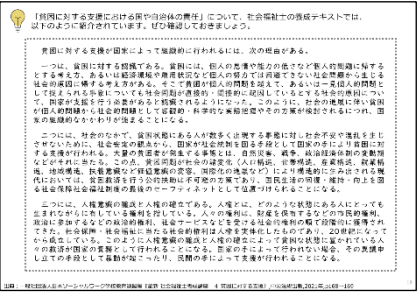
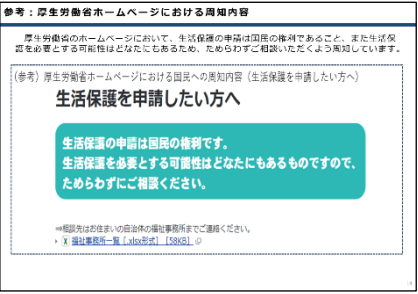
2	<p>本テーマの獲得目標を確認する</p> <p>✓生活保護制度の意義・目的を理解し、ケースワーカーとして仕事に取り組む上での心構えを理解する</p> 	<p>このテーマで何を学ぶかを確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「獲得目標」は、「生活保護制度の意義・目的を理解し、CWとして仕事に取り組む上での心構えを理解すること」です。最後に振り返りをするので、ここでしっかり獲得目標を伝えましょう。
3	<p>ワークを行う上での留意点</p> <p>本教材は、受講者のみなさん同士で意見交換をする「ワーク」を取り入れています。ワークを意義ある時間にするために、以下のルールを守りましょう。</p> <p>批判しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「思ったこと」を率直に、自由に話し合う上で大前提のルールです。 ・それがフィードバックや、「理解できない」と感じる意見が向かっても、それは批判ではありません。必ず相手の意見をよく聞き取ります。 <p>みんなの意見を聞く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限られた研修時間を有効に活用するために、聴いている人を異が意見の機会を持つようにしましょう。 <p>聞いたこと、話したことはこの場限り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して話せる場を作るために大前提のルールです。 ・適時に共有したいと感じた場合は、講師や本人に相談しましょう。 <p>自分の仕事においても、厳禁の場です。</p>	<p>「ワークを行う上での留意点」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この研修教材には、研修受講者同士でワークをする機会を多く設けています。限られた時間で有意義なワークを行うために、ここに記載しているルールを守るよう適宜促してください。 ・受講者の発表内容は否定せず、むしろ話題を広げるような声掛け（具体例や経験談を講師が補足するイメージ）をするとよいでしょう。 ・他にも重要と思われるものがあれば、適宜追加してください。
4	I. 生活保護制度の意義・目的	略
5	<p>1. 生活保護制度の意義・目的</p> <p>1. 生活保護制度の目的と「4つの原理」</p> <p>生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定される生存権を具現化したものです。</p> <p>日本国憲法（昭和二十一年憲法）第25条</p> <p>第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。</p> <p>第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p> <p>生活保護制度の目的</p> <p>生活保護法第一条</p> <p>この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p>	<p>「生活保護制度の目的と4つの原理」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度は、憲法第25条に規定される生存権を具現化したものです。生存権は基本的人権のひとつであり、それを実現するための制度の1つとして制定されたのが生活保護法です。 ・憲法第25条には「国民は、健康で文化的な生活を営む権利を有する」と規定されています。また、生活保護法第1条において、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、・・・最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的」とするとされています。つまり、生存権保障は、国の義務により行われるものであり、また、国民の権利として規定されていることに留意が必要です。 ・法第1条では、生活保護の目的は「最低限度の生活保障」と「自立助長」の2つであるとされています。単に金銭給付を行うだけでなく、自立を助長することも目的となっています。

<p>6</p>		<p>「4つの原理」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法には、生活保護制度を運用するに当たって遵守しなければならない原理が規定されています。 第2条「無差別平等の原理」では「保護の適用は困窮に至った経緯は問わない」としています。困窮に至った原因や経緯は問いません。もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済的状況に着目して保護を行います。 第3条「最低生活保障の原理」は「最低限度の生活」とはどのような水準かを規定しています。憲法第25条に規定される「健康で文化的な生活水準」が維持されるものでなければなりませんとされています。 第4条「補足性の原理」は、保護を受けるための要件を規定したものです。保護を受けるためには、あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない場合に保護が行われます。 <p>なお、扶養は「保護に優先して行われる」と定められており、保護の要件とは異なる位置付けとされています。この意味するところは、実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、収入として取り扱うことを意味するものであり、扶養義務者による扶養の可否が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではないことに留意が必要です。</p>
<p>7</p>		<p>CWとして働く上での根本的な部分について考えるきっかけとしていただくワークです。</p> <p>※時間の都合上、ワークは行わずに、次に続くスライドを通じて理解を深める形などでもかまいません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度の意義・目的（誰に対して、何のために、何をする制度なのか？）を学んでいくため、あえて大きな問いを投げかけ、頭の体操をします。 スライドに示した問いが難しいようであれば、下記も参考にしてください。 <ul style="list-style-type: none"> →「生活保護の意義・目的を学ぶことに、どのような意味があると思いますか？」 →「CWとして、日頃どのような心構え（姿勢）を大切にしていますか？」

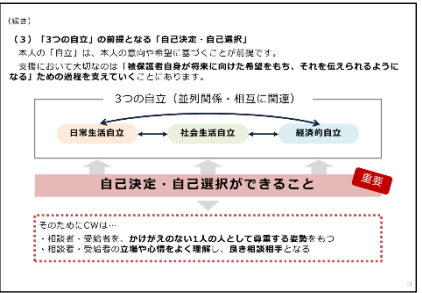
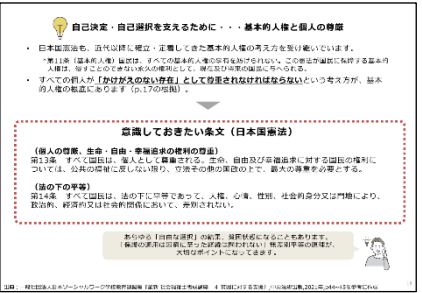
		<p>●ワーク（意見交換）を行う上でのヒント</p> <p>意見交換が行き詰まってしまう場合、下記のような投げかけをしてみてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「貧困」そのものに対するイメージ・・・身近なもの？自分にはこれまで縁のなかったもの？ ・「貧困状態にある人」とはどのような人？ ・「生活保護制度」がなければ、社会はどのようなになる？ <p>※ニュースのトピックや本で読んだものなどを紹介してもよいでしょう。</p>
8	 <p>1. 生活保護制度の基礎・目的</p> <p>2. 『貧困』を理解するための考え方</p> <p>貧困とは、一般的に「個人または家族が、衣食住をはじめとする生活に必要な最低限のものを支えきれない状態」をいいます。</p> <p>また、貧困の考え方には以下の2つがあります。</p> <p>絶対的貧困 見えやすい</p> <p>住むところ、食べるものなど生きていくために必要なものが得られない状態</p> <p>相対的貧困 見えづらい</p> <p>経済的困窮などにより、特定の国・地域において、一般の人が実現できる様々なことができない状態</p> <p>貧困により生じる副産物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と人、人と社会のつながりの希薄化、喪失 ・「貧困の連鎖」（世代間継承＝再生産） 	<p>「『貧困』を理解するための考え方」を学ぶスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶対的貧困は、住むところや食べるものなど、生きていくために必要なものが得られない状態をいいます。例えば家がぼろぼろの状態であるとか、食べるものがなくていつもおなかをすいているなど、比較的「目に見えやすい」状態であらわれます。 ・一方で相対的貧困は、「目に見えづらい」という特徴があります。例えば中学生の子どもがいる母子世帯だと、母親が働いて収入があっても、家賃や生活費など、暮らしに必要な支払いをすることで1か月のお給料がほぼなくなってしまう。すると、子どもに友達と遊ぶお小遣いも渡せない、高校進学のために塾に通いたくても通えない…と、子どものうちに、色々な経験や、他者と交流する機会が乏しくなってしまうことにより、将来にむけた選択肢の幅が狭まってしまう…ということも危惧されます。 ・経済的困窮により、人と人、人と社会のつながりは希薄化したり、失われてしまったりということが起こります。 ・さらに、地域のなかでネットワークをもたない孤立した失業者、高齢者、障害者、若者、ひとり親世帯の問題や、貧困が次の世代に継承される「貧困の連鎖」（世代間継承＝再生産）の問題にもつながっていきます。

<p>9</p>	<p>【概要】 生活保護の動向（被保護人員、保護率、被保護世帯数）は、社会・経済情勢の変化や雇用形態の変化により左右されます。</p> <p>社会・経済情勢</p> <p>主な要因</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化と世帯人員の減少 バブル崩壊 世界金融危機（リーマンショック） 新型コロナウイルスによる企業活動の停滞 製造業 実質賃金の低下 等 <p>雇用形態</p> <p>主な要因</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用形態の多様化（非正規雇用の増加） 等 <p>これらは個人の努力だけではどうにもならないことが多い 誰にでも貧困に陥る可能性はあるという意識をもつことが必要</p> <p>社会情勢に恵らず 家族から暴力を受けた… ハラスメントで心を病み退職した… 事件や事故に巻き込まれた… 病気やケガをした… 等</p>	<p>（前頁の続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護の動向は、社会・経済・雇用等の状況に左右されます。主な要因はここに掲げている通りです。 貧困状態になる要因は、社会・経済情勢に限ったものではありません。例えば家族からの暴力、失業、不本意な退職、事件や事故に巻き込まれる、予期せぬ病気など様々です。 これらは個人の努力だけではどうにもならないことが多く、だからこそ、誰にでも貧困に陥る可能性があるという意識をもつことが必要になります。
<p>10</p>	<p>参考：被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移</p> <p>過去の生活保護世帯数は約20万人。2015（平成27）年3月をピークに減少に転じ、回復減少が続いている。 両方に平均年齢変動が伴っている。コロナ禍前の2019年度の増減と比較すると約1.4倍増強している。*</p>	<p>「保護の動向」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護の動向は、1991年頃のバブル崩壊や2009年のリーマンショックなど、社会・経済情勢に大きく影響を受けるものです。改めて、貧困は構造的に生み出されているものであることに留意が必要です。
<p>11</p>	<p>1. 生活保護制度の意義・目的 3. 「貧困」の状態にある人の理解</p> <p>貧困によって、人はどのような状態となりうるか？</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己肯定感や自尊感情が低下している場合も少なくない 「困った時には相談してくださいね」と言っても、なかなか相談につながらない 必要なサービス・支援に自らアクセスすることができないことも多い 等 <p>「相談する」この手前に、様々な葛藤がある かけがえのない一人の人として尊重する姿勢や相談者・受給者との間に、同じ一人の人として対等な関係性を保つことが重要 → 「尊厳」の確保、信頼関係の構築</p>	<p>「『貧困』の状態にある人の理解」について学ぶスライドです。</p> <p>○「自己肯定感や自尊感情の低下」</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活に苦しみ、周りの人が当たり前に行っていることができないという辛い状況に長く置かれることで、人は疲れ果てます。当たり前の暮らし、当たり前の幸福から遠く離れたところにおいて、成功体験もなく、誰かの役に立ったり、感謝される経験もなければ「自分には価値がない」「自分には何もできない」と感じてしまいます。失敗を恐れ、新しいことに挑戦する力もわきづらくなります。 <p>○なかなか相談につながらない</p> <ul style="list-style-type: none"> 「困った時には相談してくださいね」と伝えても、「なかなか相談してくれないな」と感じることもあると思います。もしかすると、過去に一度、行政や支援機関に助けを求めたけれど、既存の制度でうまく受け止められず、問題が解決しなかったなどの苦い経験があって「どうせ相談しても何も変わらない」と思っているのかもしれませんが。相談に来てくださるのは「当たり前」のことではなく、その手前に様々な葛藤があるこ

		<p>とを理解しておきましょう。</p> <p>○必要なサービスや支援に自らアクセスできない人もいる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に困窮することで、他者と交流する機会は減少します。身近な例でいうと、例えば私たちは普段の暮らしの中で、お財布の様子を見ながら友人との集まりに参加するかどうか、悩むことがあると思います。他方で生活に困窮すると「行かない」という選択肢しなくなってしまう。こうしたことの積み重ねで、人や社会との接点が希薄になっていきます。 ・私たちの「当然」が、必ずしも誰かにとっての「当然」ではないことも、覚えておくことが大切です。
12	<p>【転送】</p> <p>下図は「生活困難の氷山モデル」といわれるものです。目の前にいる相談者・要保護者の言葉や行動を通して、その人がおかれている状況や背景に目を向けられるよう、目につけておきたい考え方を示します。</p>	<p>本人がおかれている状況や背景を考える「氷山モデル」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面化している困りごとは「相談において見えやすい・見える部分」です。わかりやすいのですが、誤解や理解不足も多くあります。例えば「認知症が疑われる単身高齢者の自宅がごみ屋敷状態である」といった「表面化している困りごと」があったとします。 ・これに対して、点線の下「背後や近接関係にある社会問題」「排除を強化する価値観・思想」というのは、「見えにくい・見えない部分」です。先ほどのケースにおける「背後や近接関係にある社会問題」としては、「認知症への理解不足」「近隣からの孤立」などがあり、「排除を強化する価値観・思想」としては、「認知症の人とは会話ができないという偏見」や「助けてくれる家族がないのは自己責任」といったものが考えられます。 ・こうした、見えにくい・見えない部分にまで目を向けて、相談者や要保護者を理解しようとする姿勢が重要であり、それが支援の基本になります。

<p>13</p>	 <p>「貧困に対する支援が公的責任のもと組織的に行われる理由」についてのスライドです。</p>	<p>「貧困に対する支援が公的責任のもと組織的に行われる理由」についてのスライドです。</p> <p>しっかり確認していただけるよう、読み物として紹介して下さい。生活保護を「国家責任で行う」ことの背景や理由を学んでもらえるよう、伝えていきましょう。</p>
<p>14</p>	 <p>参考：厚生労働省ホームページにおける周知内容</p> <p>厚生労働省のホームページにおいて、生活保護の申請は国民の権利であること、また生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるため、ためらわずにご相談いただくよう周知しています。</p> <p>(参考) 厚生労働省ホームページにおける国民への周知内容(生活保護を申請したい方へ)</p> <p>生活保護を申請したい方へ</p> <p>生活保護の申請は国民の権利です。 生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものです、 ためらわずにご相談ください。</p> <p>※周知は現在までの自治体の届出事項所までご連絡ください。 ・ 福祉事務所 一覧 さくさく S083 ©</p>	<p>厚生労働省において、国民へのメッセージとして「生活保護の申請は国民の権利であり、ためらわず相談してください」という発信をしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> こうした発信の背景には、保護が必要な状態であっても、申請や相談をためらう人がいる現状があります。「なぜためらうのか」…、スライド12で解説した「冰山モデル」を踏まえて考えてみてください。 また、自らSOSを発信することが難しい要保護者を把握できるようアウトリーチを行ったり、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関や、公的料金滞納など電気、ガス等の事業者と連携することも大切です。 <p>(参考) ご所属の自治体で、WEBサイトやポスター等により同様の発信をされている場合は、ぜひここで受講者に周知してください。また、下記自治体ではわかりやすく丁寧な発信をされているので、適宜ご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国立市：WEBサイトにて上記の趣旨を丁寧に説明しているほか、各種申請書や研修資料を公開。 ○小田原市：制度説明とあわせて「Q&A」（多く寄せられる質問）を掲載。 ○札幌市：「生活保護の申請は国民の権利です。」と大きく表示されたポスターを掲載。

<p>15</p>	<p>ワーク</p> <p>受講者同士で、自由に意見交換しましょう</p> <p>あなたは「自立」についてどう考えますか？</p>	<p>スライド16以降の、生活保護における「自立」の理解を深めるためのワークです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「誰にも何にも頼らずに生きていけること？」「誰にも何にも頼らないということは現実的に可能なの？」「働いてお金を稼いでさえいればいい？」「でも、『働いてお金を稼ぐ』手前に色々なことが必要にならない？」など、様々な意見が交わされることをねらいとします。
<p>16</p>	<p>1. 生活保護制度の発展・目的</p> <p>4. 「3つの自立」の考え方</p> <p>(1) 生活保護における「自立」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16（2004）年12月、生活保護における「3つの自立」の考え方が明らかにされました。¹⁾ ・平成17（2005）年度からは、「経済的な移行に加え、継続的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換するため」、自立支援プログラム²⁾が導入³⁾されました。 <p>(2) 生活保護における「3つの自立」</p> <p>「自分でなんでもやること」ではありません</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立：身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど、日常生活における自立 社会生活自立：社会的なつながりを回復・維持する社会生活における自立 経済的自立：経済的な自立 <p>※平成17年度当初は「経済力による自立」とされていましたが、今は経済的自立の収入（保護費等）も含めた「経済的自立」として考えられています。</p> <p>※「自立支援」は事業支援で行われます（法第27条の2が根拠）。 <small>1) 2004年12月1日 改正生活保護法施行期要綱（厚生労働省） 2) 2005年12月1日 改正生活保護法施行期要綱（厚生労働省） 3) 2005年12月1日 改正生活保護法施行期要綱（厚生労働省）</small></p> <p>資料：厚生労働省「ワークブック」の24頁～26頁（2016年度）生活保護制度の発展・目的 厚生労働省「生活保護制度の発展・目的」</p>	<p>「生活保護における自立や3つの自立」についてのスライドです。</p> <p>(1) 生活保護における「自立」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年、厚生労働省の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」報告書において、「3つの自立」の考え方が示されました。 <p>生活保護の「自立」を、「経済的自立による保護の脱却」だけで捉えるのではなく「日常生活自立」や「社会生活自立」をあわせた「3つの自立」として示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これを受けて平成17年3月に厚生労働省社会・援護局長通知により自立支援プログラムの基本方針が示され、「3つの自立」の考え方を踏まえ、受給者1人ひとりの状況に応じた必要な支援を組織的に実施する「自立支援プログラム」が導入されました。 <p>※各福祉事務所で実施している自立支援プログラムを紹介しておきましょう。</p> <p>(2) 生活保護における「3つの自立」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護における自立とは「他者の力を借りずに、自分でなんでもやることではない」ということは、厚生労働省が明確に示しています。さまざまな社会資源、人的資源を用いて生活をしていくことにあります。 ・また、この3つの自立は並列の関係であり、相互に関連しあっているものです。本人が置かれている状況や課題を踏まえ、それぞれの方に応じた「自立」を支援していくことが重要です。 ・例えば、就労によって「経済的自立」を達成していた

		<p>としても、心身に支障をきたし、自分の健康・生活管理が難しい状況にある場合、それは生活保護における「自立」した状態とはいえないということがあります。単に「働いてお金を稼いでさえいればよい」という考え方だけでは、本人も、CWも、行き詰まってしまうことになります。</p>
17	 <p>(3) 「3つの自立」の前提となる「自己決定・自己選択」 本人の「自立」は、本人の意向や希望に基づくことが前提です。 支障において大切なのは「被保護者自身が将来に向けた希望をもち、それを伝えられるようになる」ための過程を支えていくことです。</p> <p>3つの自立（並列関係・相互に関連）</p> <p>日常生活自立 ↔ 社会生活自立 ↔ 経済的自立</p> <p>自己決定・自己選択ができること 重要</p> <p>そのためにCWは…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者・受給者等、かけがえのない1人の人として尊重する姿勢をもつ ・相談者・受給者の立場や心情をよく理解し、良き相談相手となる 	<p>「3つの自立」の前提となる「自己決定・自己選択」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立は、本人の意向や希望に基づくことが原則です。また、全ての人が「こうしたい」「こうなりたい」という希望をすぐに表現できるわけではないということにも留意が必要です。 ・自己肯定感や自尊感情が低下している、「自分はどうせ何をやってもだめだ」と思っている人に「これからどう自立に向かっていきたいですか」と尋ねても、答えるのは難しいでしょう。 ・だからこそCWには、本人が安心して自分の意向や希望を話せるような関わり方、つまり「尊厳の確保」や「信頼関係の構築」を丁寧に行っていくことが求められます。 ・CWとして、本人がおかれている状況のなかで、日常生活、社会生活、経済それぞれのレベルで自分の可能性を追求していくこと、本人自身が決定・選択し、自ら人生を切り開いていけるようになることを支援していきます。
18	 <p>自己決定・自己選択を支えるために・・・基本的人権と個人の尊厳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法は、国が国民に保障し、支離してきた基本的人権の考え方を受け継いでいます。 ・憲法は「基本的人権」を保障し、すべての国民が基本的人権を享受し得ることを目的として制定された。憲法は、国が国民に保障し、支離してきた基本的人権の考え方を受け継いでいます。 ・すべての国民が「かけがえのない存在」として尊重されなければならないという考え方が、基本的人権の根拠にあります（この原則）。 <p>意識しておきたい条文（日本国憲法）</p> <p>（個人の尊厳、生命・自由・幸福追求の権利の尊重） 第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、侵奪せらるることを許さず。</p> <p>（法の下の平等） 第14条 すべて国民は、法の下の平等であつて、人種、心身、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的地位において、差別されない。</p> <p>本スライド「自己決定・自己選択」の前提、前提条件に反するものではありません。 保護者の立場は保護し、また「好意・好意」は保護者の立場が、 次期に保護者として対応してまいります。</p>	<p>「基本的人権と個人の尊厳」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スライド17でふれた「かけがえのない1人の人として尊重する姿勢をもつ」という考え方の根拠にもなるのが、憲法第13条及び第14条です。 ・貧困状態にある方を支援する人、つまりCWが意識しておきたい条文として、憲法第25条とあわせておさえておきましょう。
19	<p>中表紙</p> <p>Ⅱ. ケースワーカーとしての心構え</p>	<p>略</p>

8. ケースワーカーとしての役割
1. ケースワーカーの位置づけと役割

ケースワーカーは、社会福祉法15条に「**現業を行う所員**」として位置付けられています。

第十五条 福祉に関する事務所員には、**普及し少なくとも次の所員を置かなければならない。**
 ただし、その職種の遂行に支障がない場合において、自ら就業準備の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。

一 指導監督を行う所員
 二 **現業を行う所員**
 三 学務を行う所員
 (中略)

4. 現業を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、**障害、育成又は更生の措置を要する者の保護を担い、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の調査、鑑別等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務**をつかさどる。
 (中略)

6. 第一号及び第二号の所員は、**社会福祉主事***でなければならない。
 *「社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢十八年以上の者でかつ、人格が篤重で、志趣が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、一定の要件を具備する者」と規定されている。

「CWの法律上の位置づけ」についてのスライドです。

- CWは、社会福祉法第15条に「**現業を行う所員**」として位置付けられています。
- 「**援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。**」とありますが、これがCWの仕事の言い表したものになります。「訪問」「面接」「調査」という、CWの仕事の根幹の部分の規定されています。
- また、「**現業を行う所員**」は「**社会福祉主事**」でなければならないとされています。この社会福祉主事は、自治体の補助機関である職員とされ、人格高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、一定の要件を満たす者とされています。

(続き)
ケースワーカーの位置づけ

都道府県知事や地方公務員法にある、公務員としての本来的な姿勢や職責とも関連付けて考えることができます。

地方自治法第一九条の二
 地方公共団体は、**住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。**

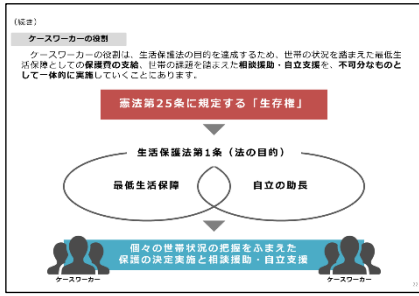
地方公務員法第三十条（**職務の根本基準**）
 第三十条 すべて職員は、**全体の奉仕者として公共の利益のために勤め、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。**

生活保護の仕事は、内容が専門で、（住民の福祉の増進）に直接的に貢献し、行政の中心業務であり、従って、公務員に求められるものとされています。

「地方自治法や地方公務員法に関連付けて、CWの位置づけの理解を深める」スライドです。

- 法律の条文を見るとプレッシャーを感じてしまうかもしれません。なぜこのような規定があるのかについて考えてみましょう。
- これは、「最後のセーフティネットは公務員だからこそ任せられる」という信頼が背景にあると考えられます。憲法第13条に規定する「**個人として幸福を追求する権利**」を守ることもつながります。様々な福祉サービスが民間企業や団体にアウトソーシングされる中、生活保護だけは「**公的責任**」の観点から、公務員であるCWに任せられています。CWに期待されているのはこのような役割であり、法に基づきその役割を遂行できるよう、組織の体制を構築したり、自己研鑽し続けることが求められます。

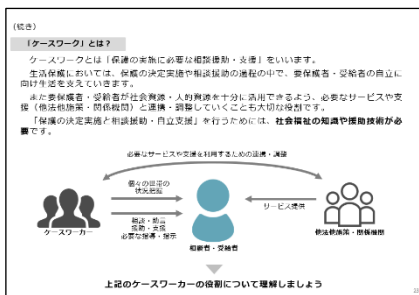
22



「CWの役割」についてのスライドです。

- ・生活保護法第1条に定める法の目的達成に向け、最低生活保障としての保護費の支給と、世帯の課題を踏まえた相談援助・自立支援を一体的に実施していきます。
- ・個々の世帯の状況を把握することなくして、適切な保護の実施はできません。
- ・また、CWが行う保護の決定実施に関する業務（保護の決定、却下、保護の停廃止などの行政処分や指導指示等）は、公権力の行使（権力性）を伴います。
- ・CWは、生活保護の決定実施を通じて、最後のセーフティネットとしての最低限度の生活を保障する重要な役割を担っています。他方でその強い権力の行使を一步誤ると、住民の権利を侵害することになりかねないことにも、注意が必要です。

23



「ケースワークとは何か」についてのスライドです。

- ・ケースワークとは「保護の実施に必要な相談援助・支援」をいい、「相談・助言、援助・支援、必要な指導・指示」によって、要保護者・受給者の自立に向け生活を支えていきます。
- ・生活保護は「相談」から「保護開始」以降の一連の対人援助のプロセスがあります。その中で、受給者に対しては面接や訪問調査を通じたニーズ・意向の把握と、援助方針の策定・見直しという特に重要な業務に取り組んでいくことになります。
- ・介護や障害者福祉、子ども、就労など、各分野の専門的な支援が必要になることもままあります。その際は、本人より聞き取ったニーズ・意向をもとに、関係機関等につなげ、調整を行っていく必要があります。これが「本人が望む生活を実現できるよう、環境に働きかける」ということです。
- ・この「保護の実施と相談援助・自立支援」を行うためには、社会福祉の知識や援助技術が必要です。このため、CWは、社会福祉主事であることが求められています。
- ・CWの役割とは何か、ケースワークとは何かについて、理解しておくことが大切です。

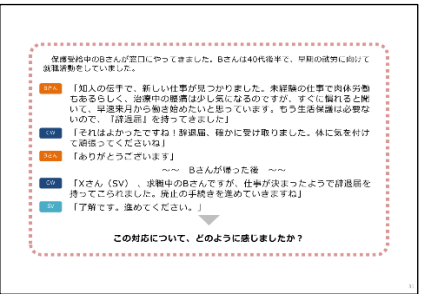
<p>24</p>	<p>8. ケースワーカーとしての職業 2. 業務に携わる上で求められる「心構え」</p> <p>ケースワーカーとして役割を果たしていくため、業務に携わる上での心構えを確認しましょう。(別冊問答集「生活保護問答集について」より)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 常に生活保護法の理念に立ち返って考えること 2 被保護者に対しては、常に公平・公正であり、決定実施には統一性が確保されていること 3 要保護者の立場や心情を理解し、その良き相談相手であること 4 要保護者の個別の、具体的事情に着目し、決定実施は具体的な妥当性を持つものとする 5 被保護者に対しては常に説明と同意を求めること 6 本法の正しい理解と協力を得るため、啓発に努めること 7 常に保護の実施機関としての組織的な判断に基づき、業務を遂行すること 	<p>「CWとしての心構え」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護手帳の「生活保護実施の態度」、別冊問答集の「生活保護問答集について」には、CWとしての心構えが記載されています。 普段はじっくり読む機会もないかと思しますので、次のページから、しっかり確認していきましょう。
<p>25</p>	<p>(転写)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 常に生活保護法の理念に立ち返って考えること 役員の請書書等に出っては、役員の業務等や本問答集等の紹介を参考とすべきことは当然のことであるが、生活保護法は人の生活に深く関わる制度であり、そのすべてについて実施要領等で規定されるものではない。 したがって、判断に迷った場合には、「本法の基本理念は何か」という視点に立ち返って考える必要がある。 2 被保護者に対しては、常に公平・公正であり、決定実施には統一性が確保されていること 生活保護法は、すべての国民に対し無差別平等に給付給戻の支給を保障するものであり、保護の決定実施に当たっては、公平・公正の観点から努めなければならない。 そのため生活保護法は、法律、政令、省令、通知等を併用し、これを遵守するとともに、権限者の実情を考慮した上で、保護を実施するよう具体的な指導を出してはならない。 3 要保護者の立場や心情を理解し、その良き相談相手であること 要保護者が生活保護の申請に至るまでには、さまざまな生活困難に直面し、心身共に疲弊している場合が多い。また、要保護者には相談のついでにできる人がいないなど、社会的な孤立が常態で、不安感、疎外感を持つて生きている場合が多い。 したがって、ケースワーカーはさまざまな要保護者の立場や心情をよく理解し、悲しみ、不安に寄り添い、積極的にその良き相談相手になるよう心がけなければならない。 <p>出典：8.02(1)の2(4)「1」(1)「生活保護法理念」(生活保護法問答集「生活保護問答集について」)</p>	<p>1 常に生活保護法の理念に立ち返って考えること</p> <ul style="list-style-type: none"> 日頃業務を行う中で、実施要領や別冊問答集などの規定を見ても判断に迷った場合は、法の基本理念に立ち返って考える必要があります。 <p>2 被保護者に対しては、常に公平・公正であり、決定実施には統一性が確保されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護の決定実施については、個人の見解で判断がまちまちになるようなことがあってはなりません。法律や実施要領を遵守することが求められます。 <p>3 要保護者の立場や心情を理解し、その良き相談相手であること</p> <ul style="list-style-type: none"> 面談の場面では、相談者や受給者の方のプライバシーに深く入り込んで聞き取りを行うこととなります。そこで伺うことは、相談者や受給者の方にとって、必ずしも他人に積極的に話したいことばかりではありません。だからこそCWには、相談者や受給者の方の心情をよく理解し、懇切丁寧に対応することが求められます。
<p>26</p>	<p>(転写)</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 要保護者の個別の、具体的事情に着目し、決定実施は具体的な妥当性を持つものとする 要保護者に対する保護の決定実施に当たっては、要保護者それぞれの持つ様々な事情を十分に把握するとともに、それらのみに着目した実施要領の適用を行うのではなく、その個別性、具体性に即した妥当な判断を行使しなければならない。 前述した行政の統一性を確保すること、この具体的な妥当性を求めることは、両立するものではなく、この両立を図ることは保護の実施機関の大きな任務の一つである。 5 被保護者に対しては常に説明と同意を求めること 保護の実施要領は、被保護者に対し、本制度の趣旨及び給付給戻の権利、義務の内容について十分説明し、正しい理解を促すように努めなくてはならない。 また、保護決定に対する変更の決定実施の申請や異議申立てについては、要保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解と同意を得るよう努めなくてはならない。 生活保護法は尊重個人の権利と自己決定を保障するものと有目的とした制度であるが、自治体もくまもく生活保護法を遵守するものとして認められることを忘れてはならない。 <p>「生活保護法」は、種類しずいものになっていますが、その内容は、生活保護法問答集「生活保護問答集」に掲載されています。</p> <p>出典：8.02(1)の2(4)「1」(1)「生活保護法理念」(生活保護法問答集「生活保護問答集について」)</p>	<p>4 要保護者の個別の、具体的事情に着目し、決定実施は具体的な妥当性を持つものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法第9条「必要即応の原則」において、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」とされています。 行政の統一性を確保することと、具体的な妥当性を求めることは何ら矛盾するものではありません。1人ひとりの相違を考慮して必要なサポートを提供することが求められます。

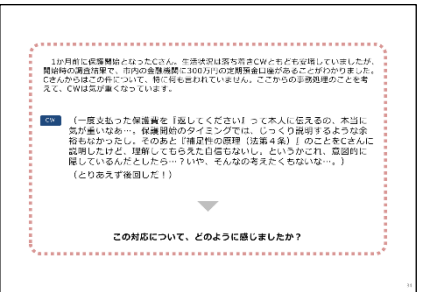
		<p>5 被保護者に対しては常に説明と同意に努めること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分が「伝える」ことと、本人に「伝わる」ことの間には隔たりがあります。<u>本人が理解できるような言葉や表現</u>を用いて、<u>丁寧に説明し、理解を得る</u>ようにしましょう。 ・また、被保護者への通知文なども、やさしい言葉で分かりやすく記載することが重要です。<u>文書では堅くならざるを得ない場合でも、口頭説明で補う</u>ことは可能です。
27	<p>(転写)</p> <p>6 本法の正しい理解と協力を得るため、啓発に努めること</p> <p>生活保護制度の適切な運用は、特殊の環境の中、制度の趣旨、地域社会の状況に即して提供されるものである。そのため、保護の実施機関は関係機関、地域社会に対して、本制度の趣旨や、実施機関の役割とその役割、被保護者の権利、責務の内実について十分説明し、協力や理解をより徹底させる必要がある。</p> <p>このような目的の達成が、保護の実施機関の行う決定実施のワークフローに具体的に反映し、適切性をもちてまわることであり、本法実施に関する効果の確保を高めることにもなるのである。</p> <p>7 常に保護の実施機関としての組織的な対応に基づき、業務を遂行すること</p> <p>保護の決定実施に当たり、問題や疑義が生じた場合は、ケースワーカーの判断で処理することがあてはまらない。ケースワーカーの判断や決定は、保護の決定実施のワークフローの範囲内で行われ、その中から一つの判断が選ばれることになる。そして、保護の実施機関の判断として決定したワークフローは、あくまで保護の実施機関の一員であることに基づき業務の遂行に当たらなくてはならないものである。</p>	<p>6 本法の正しい理解と協力を得るため、啓発に努めること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護で対応できない場合は、適切な関係機関になぐことも必要となります。<u>このため、日頃から関係機関等に制度の趣旨や実施機関の役割等を説明し、啓発に努めることが必要</u>です。 <p>7 常に保護の実施機関としての組織的な対応に基づき、業務を遂行すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護の決定実施について、問題や疑義が生じた場合はCWが独断で処理することはあてはなりません。 ・<u>CWは保護の実施機関の一員であることを、しっかり念頭に置いて業務に当たることが求められます。</u>
28	中表紙	略
29	<p>日頃の業務振り返り、これまでこうした事案につながりかねない対応や事例がなかったか、「1. 生活保護制度の意義・目的」も踏まえ、考えてみてください。</p> <p>また、「相談者や生活保護を受給されている方の目線」でも考えてみてください。</p> <p>A 事案</p> <p>知的障害のある姉と暮らす弟が、生活保護の相談で福祉事務所の窓口を訪れたが、本人（姉）に「なるべく公的扶助については頼りたくない」という気持ちもあり、保護の申請に至らなかった。その後、弟は病状し、発症した姉は専業主婦とみられている。発見された際、電気やガスが止まっていた。</p> <p>B 事案</p> <p>疾患を有する男性に対して、福祉事務所が就労可能と判断し就労するよう指導。その後、本人から、無収入であるにも関わらず「自立する」旨の保護申請に基づき保護を申請。その後、男性は亡くなる。その後の調査で、保護申請後の生活の見通しが十分ではなかったことが明らかになった。</p> <p>C 事案</p> <p>福祉事務所の職員が、生活保護受給者に対する不適切な表記があるジャンパーを製作し、進捗の職員が着用し、訪問等の業務も行った。</p>	<p>「過去に生じた事案からの学び」についてのスライドです。</p> <p>こうした事案は、制度の意義・目的、心構えを十分に理解していないことによって「いつ、どこで起きてもおかしくない事案」です。また、十分に理解して気を付けていても、起きてしまうことも考えられます。</p> <p>ワークを通じて、受講者自身がこれまでの業務の中で、こうした事案につながりかねない対応等がなかったか、振り返っていただくことが目的です。職場で未然防止の取組をしている場合は、ぜひここで確認・共有しましょう。</p> <p>検討に当たっては、CW（行政）の視点のみならず、「相談者や生活保護を受給されている方の視点」でも考えてみるよう、促してください。</p>

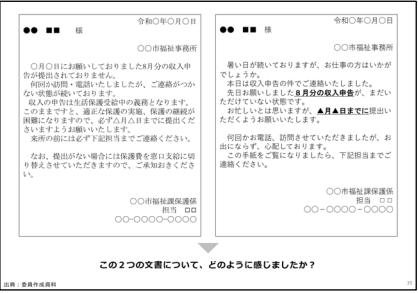
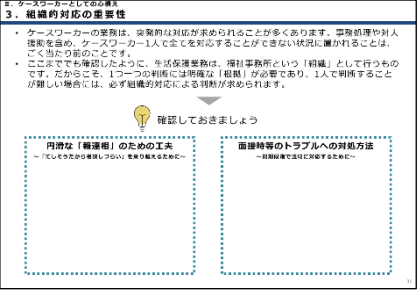
	<ul style="list-style-type: none"> ・A・B事案は必要な保護につながらなかった事案、C事案は生活保護を受給されている方の人権尊重の観点から問題となった事案、次頁のD・E事案は保護の事務懈怠から生じた事案です。生活保護行政を正しく運営するため、自らの日頃の業務について振り返り、CWIに求められる役割や心構えの理解を深めましょう。 <p>【A・B事案からの学びのポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A・B事案は、生活に困窮する方が、結果として保護につながらないまま死亡した事案です。 ・生活保護の相談は通常業務として日々行われているものですが、真に困窮している方であっても結果として保護申請に至らないまま相談が終了してしまうこともあります。こうした相談者の中には、日々の生活に困窮し、生活する手段がないにも関わらず、相談時における何気ないやりとりから申請を断念し、その後も福祉事務所に行きづらさを感じ、出向けないまま重大な結果に至ってしまう場合があります。 ・生活保護の業務は、人の命に関わる重大な仕事であることを常に意識することが大切です。また、相談時には常に、相談者の気持ちに寄り添って話を聞く姿勢や、困ったときにいつでも相談に来ていただけるよう声かけすることが大切です。 <p>【再発防止に当たっての視点】</p> <p>(A事案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者の困窮状況について、手持ち金やライフラインの状況等を含め十分に聴取・把握しているか ・相談者に対する生活保護制度の十分な説明と申請意思の確認はできているか ・相談者の「生活保護を利用することへのためらい」「自尊感情の低下・あきらめ」の気持ちに寄り添い、適切に接することができるか <p>(B事案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護の辞退廃止の強要を行っていないか ・丁寧なアセスメントに基づく本人の身体・精神状態の適切な把握ができているか ・辞退届の取扱いは、保護廃止後の本人の生活の見通しも踏まえて組織的に対応できているか
--	---

		<p>【C事案からの学びのポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事案は、生活保護を受給されている方の人権尊重や配慮が欠けていたことから生じた事案です。不適切な表記があるジャンパーを着用し訪問等も行っていったことから、個人情報保護の観点からも問題があるといえます。 ・誰しも様々な理由により生活に困窮することが考えられます。CWには、生活保護を受給されている方の心情をよく理解しながら支援することが求められます。 <p>【再発防止に当たっての視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の人権が尊重されているか ・要保護者の立場や心情を理解し、良き相談者であるか（「生活保護問答集について」より） ・職場内外を問わず、相談者や受給者に対し差別的な呼称を使ったり、態度をとったりすることがないか
30	<p>(続き)</p> <p>D事案</p> <p>生活保護受給者宅を訪問した介護ヘルパーが倒れている受給者を見、ヘルパーから連絡を受けた訪問診療医が死亡診断書を作成したのち、訪問診療所の職員が担当ケースワーカーに受給者の死亡を連絡。連絡を受けた担当ケースワーカーは、葬儀会社に遺体の引き取りを依頼することになったが、通所業務に忙殺され対応できなかった。期間の経過に伴い遺体撤去業者や警察職員に相談できなくなり、2か月程度放置。その後、福祉用具業者が自宅を訪問した際に遺体を発見した。</p> <p>E事案</p> <p>生活保護受給者から就労収入の届出があったにもかかわらず、担当ケースワーカーが必要な事務処理を怠り、約3年わたって、本来、支給を停止すべき生活保護費を支払っていた。人事異動に伴い、担当ケースワーカーが上司に報告を行い、事案が発生。医療扶助を含め数百万円の過払いが発生した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・D事案とE事案からは、組織的対応の重要性を学ぶことができます。 <p>【D・E事案からの学びのポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・D・E事案は、CWの実務の適正な実施や組織的対応がなされないことから生じた重大な事務懈怠の事案です。 ・D事案は、死亡した事実を把握したにも関わらず、CWが職場内で相談できず、組織的対応がなされなかったことにより、事後的に発覚した事案です。結果として人間の尊厳に関わる重大な事態に至ってしまった事案です。 ・E事案は、適正に行われるべき保護費の収入認定を怠り保護費の過払いが生じた事案です。過払いの保護費であっても、原則として受給者から返還いただく必要があり、最低生活の維持に重大な影響が生じることに留意が必要です。 <p>【再発防止に当たっての視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判断に迷った事案が生じた場合、速やかに上司や同僚への相談や、報告・連絡ができていないか ・上司や同僚は、困っているCWの状況を把握せず、そのままにしているか ・CWが行う保護の決定実施に関する各種実務を遺漏なく実施できているか

		<p>○こうした事案が生じた場合には、事実を受け止め、同じことが起きないように、組織的に対応する姿勢が求められます。</p>
31	<p>ワーク：業務を適切に行うために</p> <p>ここからは、業務の具体的な場面（架空の事例）を例にケースワーカーとしての基本的な姿勢「しなければならないこと」「してはならないこと」を学んでいきましょう。</p> <p>相談対応の場面における3つの事例を紹介します。まずは1人ずつ考え、その後周りの人と意見交換してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次から紹介する架空の事例には、相談対応の場面における不適切な取り扱いや対応が含まれています。 ・受講者にはこれを最初から「不適切な事例」とは伝えずに、日頃の業務に照らして率直にどのように感じたか（何も問題があるとは感じない、不適切な対応である等）、自由に意見交換をしてください。
32	<p>生活保護担当課の相談窓口で、高齢の女性Aさんが話をして、相談することになりました。</p> <p>CAW 「歳のせいか体があちこち痛くて、半年前に仕事を辞めたんです。これまではパートと、少ない年金で何とか生活してきましたが、生活が苦しくなる一方なので、生活保護を受けられないか悩んでいます。」</p> <p>CAW 「それは大変でしたね。ところで、ご家族の方はいらっしゃいますか？」</p> <p>CAW 「えっ…、夫とは、ずいぶん前に離婚して…。娘は市内にいます…」</p> <p>CAW 「ならばお母さんですが、まずは娘さんを頼れないか相談してみてください。娘さんを頼れるなら、わざわざ生活保護を取らなくても、Aさんのためにそれが一番いいと思うんですけど。あと、働いていたから多少は預貯金もあると思っのですが、申請の前に使い切っていたことになりましたね！」</p> <p>CAW 「あの、娘とは……。そうですか、わかりました。今日は帰ります」</p> <p>この対応について、どのように感じましたか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な箇所とそのポイントについて講師から解説します。解説の際は「不適切である」というだけでなく、実施要領上、何が不適切なのかについて、根拠を伝えるとよいでしょう。ここでは特に「次官通知第9、局長通知第9、課問・答第9」をご確認ください。 <p>○「申請する前に～をすること」のように、申請に条件を付しているような説明をしている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aさんとの会話の中で、CAWは「まずは娘さんを頼れないか相談してみてください」と言っています。 ・実施要領の【次官通知第9】では、保護の相談にあたり、「相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと」とあります。 ・AさんにとってこのCAWの言葉は「娘に相談しなければ、申請できないのか…」と思わせてしまう恐れがあります。 <p>○相談者が申請意思を示しているにもかかわらず申請書の交付を行っていないことが疑われる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aさんは冒頭で「生活保護を受けられないかなと思って来ました」と言っているにもかかわらず、CAWの対応に深く落胆し、辞めようとしています。申請権の侵害の恐れがあります。 <p>○生活保護制度について丁寧に説明が行われていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生活保護のしおり」も活用しながら、丁寧に説明することが大切です。

		<p>○相談者の困窮状況を十分に把握していない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手持ち金の状況やライフラインの状況など困窮状況を把握することが必要です。 <p>○手持ち金を消費してからの申請を促すなど、実施機関が申請の時期を判断していることが疑われる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CWIはAさんに、預貯金の有無や額も聞かずに「申請の前に全て使い切ってください」と言っています。 ・預貯金については、必ずしも申請前に使い切る必要はありません。 <p>○相談者に質問をする際の姿勢・配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応を行う上では、相談者に丁寧な「説明と同意」をすることが重要です。生活保護制度の内容や、なぜこのような質問（調査）をするかという理由、CWの役割などを、相談者にわかる言葉で説明し、理解と同意を得る必要があります。 ・CWIはAさんに「働いていたなら多少は預貯金もあると思う」「Aさんのためにそれが一番いいと思う」など、Aさん自身から今の状況や思いを聞くことなく、自分の常識や価値観から一方的に話しています。
33	 <p>この対応について、どのように感じましたか？</p>	<p>事例における不適切な箇所とそのポイントについて講師から解説します。</p> <p>○収入見込額を確認するなど廃止後の自立の目処について聴取を行わず、「辞退届」が提出されたことをもって廃止しようとしている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Bさんとの会話の中で、CWIは、新たな仕事でどれだけの収入が得られそうか、また腰痛の治療をしながら肉体労働をしていく上で、継続して就労を行うことができるのか本人や病院等に十分に聞き取りを行っておらず、「辞退届」の提出をもって廃止の手続きを進めようとしています。 ・また、このケースは「辞退」ではなく、保護の要否判定により「廃止」になる場合も考えられます。「辞退届による廃止」により審査請求を行う権利が失われることとなります。 <p>保護の停止又は廃止の取扱い基準については、生活保</p>

		<p>護手帳の【課長通知第10の12-3】も確認しましょう。</p> <p>○ケース診断会議に諮るなど、組織的な検討を十分に行わず廃止手続きを進めようとしている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このケースにおいては、「”知人の伝手”に不安はないか?」「未経験の仕事というが、具体的にどのような仕事か?」「治療は続けられるのか?」等、今後の収入状況の具体的な見通しについて十分に聴取・把握した上で、本当にBさんの辞退届を受け取るべきか、組織的に検討を行う必要があります。 ・Bさんは腰痛の治療をしながら肉体労働をしていくことを選択していますが、これが本当にBさんにとってよいことなのか、早期の就労を目指すばかりに、焦って本意でない選択をしていないか、Bさんの思いを丁寧に聞き取ることも必要です。 <p>○就労自立給付金の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護には、就労による自立の促進を目的に、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった方に対して、就労自立給付金を支給する制度があります。Bさんに対して制度の説明や、支給要件に該当するかを説明することもなく辞退届を受け取っているのは、不適切であるといえます。 <p>※CWはこの会話の中で、保護の廃止に伴って必要となる手続きについて説明をしていません。保護の廃止に当たっては、各種手続きについて助言するとともに、必要に応じて生活困窮者自立支援制度へのつなぎ、再来所に関する助言を行うことにも留意が必要です。</p>
34	 <p>1か月前に保護廃止となったCさん。生活状況は高所得CWと名を冠していましたが、開始時の調査段階で、市内の金庫地蔵に300万円の定期預金があることがわかりました。Cさんからはこの件について、言っても言われていません。ここからの認識相違のことも考え、CWは気が重くなっています。</p> <p>【1】（一度決まった保護費を「返してください」って本人に促されるの、本当に気が重いなあ…。保護開始のタイミングでは、じっくり検討するようお伝えはなかったし、そのあと「保護費の返還（法第63条）」の話をあなたに説明したけど、理解してもらえなかった。というけれど、双方向的に聞いているんがとしたり…いや、そんなの考えたくもないな…） （とりあえず返還した！）</p> <p>この対応について、どのように感じましたか?</p>	<p>不適切な箇所とそのポイントについて講師から解説します。</p> <p>○同僚にも査察指導員にも報告・相談ができておらず、組織的な対応ができていない（業務の抱え込み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事案は、法第63条又は法第78条による返還について、放置するのではなく組織として判断し、適正に処理することが必要です。 ・調査結果が返ってきた（口座の存在が明らかになった）タイミングで、速やかに査察指導員に相談する必要があります。

		<ul style="list-style-type: none"> ・「本人とトラブルになるのが嫌だ」という思いがふくらみ、そこに業務が多忙であることも加わって、無意識下に処理を放置してしまうと、より重大な事務懈怠の事案に発展していくことにもなります。 ・こうした業務の状況については、速やかに査察指導員に相談・報告することが大切です。
35	 <p>この2つの文書について、どのように感じましたか？</p>	<p>生活保護を受給されている方にお送りする文書について、読みやすくするという観点から考えてみるスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人から「就職が決まった」という連絡がありましたが、その後連絡がつかないということで、収入申告書の提出について例にしたものです。左の文書と右の文書を読んで、どう思うでしょうか。 ・左のものは、行政文書として誤りのあるものではありません。ですが、法的根拠に基づき事務の実施を適切に行うことと、様々な事情を抱えた相手の方の事情を考慮し、書類作成や口頭説明することを両立させる視点を持ち、「伝える」ではなく「伝わる」ための工夫をすることも大切です。 ・連絡がつかないとき、まずは人として「無事に暮らしているか」を心配するのが当然ですが、業務をしているとその気持ちを忘れがちになり、心配よりも先に「収入申告の義務」が頭に浮かんでしまいます。だからこそ「本人にしてほしいこと」だけでなく、相手がどのような気持ち・背景でこの手紙を手にするのか、どのような手紙なら読む気になるのか、手紙を出す前に立ち止まって考える時間をもつようにしましょう。ちなみに自分が何か失敗したときに、職員課・人事課から左のような文章が来た場合、積極的に連絡しようという気持ちになるのでしょうか？
36		<p>「組織的対応の重要性」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「仕事は組織として行うもの」であること、「CWは決して1人ではない」「困った時にはみんなで支え合おう」というメッセージを、ここで改めてしっかりと伝えてください。

		<p><円滑な「報連相」のための工夫></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今、同僚や上司に声をかけてもいいのだろうか」と思ってしまうことも、日常の中ではあるかもしれませんが。逆に自分が忙しいときに声をかけられると「ちょっと待って!」と、思いたくなることもあるかもしれません。そこを乗り越えて、円滑に「報連相」できる職場環境を作っていくためには、どうすればよいか、考えてみましょう。 <p><面接時等のトラブルへの対処方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・時には相談者とのやりとりがうまくいかず、トラブルに発展してしまうこともあります。その際、重要なのは初期対応です。問題がこじれる前に、どのように対応するか確認しておきましょう。 ・相手が行政への不当要求を行っている場合や法を犯している場合には、丁寧な対応を基本としつつも、毅然とした態度で臨まなければなりません。CW1人で対応するのではなく、組織として対応することが必要です。
37	<p>※ ケースワーカーとしての心構え 4. 講師からのメッセージ「仕事のやりがい」</p> <p>【自由に記載して下さい】</p> <p>講師あるいは職場の2年以上の職員より「ケースワーカーとしてのやりがい」を感じたエピソードを紹介</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講師役あるいは職場の2年目以上など、CW経験のある職員から「CWとして支援をしてよかった」と感じたエピソードなどを紹介していただきます。 ・エピソードの概要は、スライドに記載してもしなくてもかまいません。タイトルだけスライドに記載してもかまいません。
38	<p>まとめ</p> <p>生活保護制度の意義・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度は、憲法第25条の生存権を具現化したものであること ・生活保護制度は、すべての国民に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものであること <p>ケースワーカーとしての心構え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースワーカーは、生活保護法の目的を達成するため、最低生活保障としての保護費の支給と、自立の助長のための相談援助・自立支援を実施を通じて、住民が当たり前の暮らしを送るための権利や命を守る立場にあります。 ・「生活保護向寄せについて」や「生活保護実施の態度（生活保護手帳）」も踏まえ、保護の決定実施に当たって、常に生活保護の理念に立ち返って考えましょう。また、相談者や生活保護を受給される方をかけがえのない一人の人として尊重するとともに、その立場や心情をよく理解し、良き相談相手になりましょう。 ・ケースワーカー1人で抱え込まず、不安も含め上司、同僚に相談しましょう。 	<p>この研修で学んだことをおさらいします。特に強調して伝えたいことについて、適宜追加・修正していただくことも可能です。</p>

<p>39</p>	<p>まとめ</p> <p>本科目の獲得目標の再確認</p> <p>✓ 生活保護制度の意義・目的を理解し、ケースワーカーとして仕事に取り組み上での心構えを理解する</p> <p>講師からのメッセージ</p> <p>【記載例】</p> <p>生活保護の意義・目的と、ケースワーカーとしての心構えについて学びました。ここで学んだ制度の正しい意義・目的に基づくケースワークと制度の運営が「受給者の方々の自立助長」だけでなくCWのみならず自身が「安心して働ける」ことにつながっていきます。ここで学んだことを意識しながら、明日からのよりよい仕事につなげていきましょう！</p>	<p>本研修の獲得目標を再確認し、講師よりメッセージを伝えます。</p> <p>内容は記載例であり、自由にアレンジしていただいて構いません。研修の受講者であるCWの皆様が安心して仕事に臨めるようなメッセージを、必ず盛り込むようにしてください。</p>
<p>40</p>	<p>獲得目標の確認と振り返り</p> <p>獲得目標の達成度</p> <p>「どの項目」を振り返りましょう</p> <p>▶ 達成度 → 達成！ ・ まあまあ達成！ ・ もう少し！ ・ いません！</p> <p>▶ なぜそう思ったのか？理由を書いてみましょう</p> <p>学べてよかったこと・もっと知りたいこと</p> <p>明日からの仕事に活かしたいこと</p>	<p>獲得目標に対する達成度を自己評価してもらいます。</p> <p>「学べてよかったこと・もっと知りたいこと」は、次回以降の研修企画や講師の教え方の検討に生かしていきます。</p>
<p>41</p>	<p>出典・参考図書・文献</p> <p>これらの書籍・文献に内容を追記してください</p> <p>【教材作成に用いた資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法（e-GOV 法令検索） 社会福祉法（e-GOV 法令検索） 社会的弱者サポートセンター編『福祉実務者必携 事例で見る生活困窮者』、中央法規出版、2015年 新保美香『ケースワーカーのための対人援助技術（令和6年度生活保護ケースワーカー全国研修会資料）』厚生労働省社会・援護局保護課、2024年8月。 『生活保護手帳 2024年版』中央法規。 『生活保護手帳 別冊問答集 2024年版』中央法規。 <p>【参考図書・文献】</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡部卓『新編 生活保護ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』全国社会福祉協議会、2014年。 新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに学ぶ社会福祉実践－I 全国社会福祉協議会、2016年。 <p>【執筆】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国分市健康福祉部 生活福祉担当課長 左川倫乙（p.33） 	<p>参考文献について紹介します。</p> <p>教材を加筆する際、ここにはない参考文献から引用・参照した場合は、【教材作成に用いた資料】に適宜追記してください。</p> <p>その他業務に参考になる、講師オススの図書・文献があれば【参考図書・文献】に適宜追記してください。</p>

2. 生活保護制度の実務

No. 2-1 生活保護の基本的な実務

■研修の獲得目標

生活保護制度の原理・原則や運用の基本について理解し、その上でケースワーカーに求められる実務を理解する

■所要時間の目安

1 時間半～2 時間程度

※必ずしも1回で実施していただく必要はありません。

講師・受講者の業務の状況等に応じて、柔軟に時間の設定をしてください。

■必要な準備


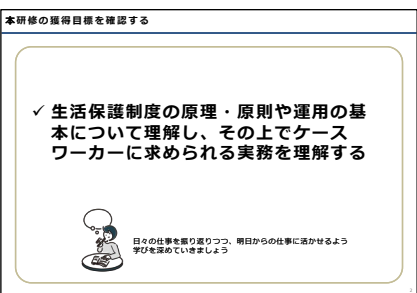
生活保護手帳・別冊問答集

「まとめ」スライドの「講師からのメッセージ」

■この研修で行うワーク

なし

研修の進行例

頁	スライド画像	(講師向け) 解説のポイント
0	表紙	略
1		最初に、目次を見ながら、研修の全体像を受講者と確認しましょう。
2		<p>このテーマで何を学ぶかを確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「獲得目標」は、「生活保護制度の原理・原則や運用の基本について理解し、その上でケースワーカー（CW）に求められる実務を理解する」ことです。最後に振り返りをするので、ここでしっかり獲得目標を伝えましょう。

3

生活保護制度の概要
1. 生活保護制度の目的

生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定される**生存権を具現化した**ものです。

日本国憲法（昭和二十一年憲法）第25条
 第1項 **すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。**
 第2項 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護制度の目的

生活保護法第1条
 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その**最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。**

「生活保護制度の目的と4つの原理」についてのスライドです。

- 生活保護制度は、憲法第25条に規定される生存権を具現化したものです。生存権は基本的人権のひとつであり、それを実現するための制度の1つとして制定されたのが生活保護法です。
- 憲法第25条には「国民は、健康で文化的な生活を営む権利を有する」と規定されています。また、生活保護法第1条において、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、・・・最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的」とするとされています。つまり、生存権保障は、国の義務により行われるものであり、また、国民の権利として規定されていることに留意が必要です。
- 法第1条では、生活保護の目的は「最低限度の生活保障」と「自立助長」の2つであるとされています。単に金銭給付を行うだけでなく、自立を助長することも目的となっています。

4

最低生活の保障

① 食糧、能力その他あらゆるものを活用することが保障の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

② 支給される保護費の額

③ 自立の助長

「生活保護制度の概要」についてのスライドです。

- 生活保護の補足性の原理、支給される保護費の考え方、自立助長について説明します。

5

生活保護制度の概要
2. 生活保護法の原理・原則

生活保護制度の運用に当たっては、**常に下記の原理・原則に基づいて判断する必要があります。**

原理

① 第1条・・・この法律の目的、国家の責任で国民に対して行う、①**最低限度の生活保障**と、②**自立の助長**の2つの目的を、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

② 第2条・・・**無差別平等の原理**
 すべて国民は、この法律の定める条件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

③ 第3条・・・**最低生活保障の原理**
 この法律により保障される最低生活の額は、健康で文化的な生活を維持することができるものでなければならない。

④ 第4条・・・**保護の補足性の原理**
 1 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る食糧、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用する旨に努め、かつ、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行うことである。

⑤ 第5条・・・**自立の助長の原理**
 1 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る食糧、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用する旨に努め、かつ、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行うことである。

原則

⑥ 第6条・・・**保護の補足性の原則**
 1 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る食糧、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用する旨に努め、かつ、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行うことである。

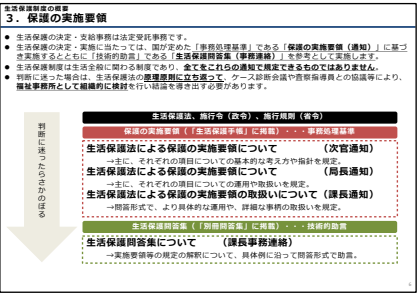
⑦ 第7条・・・**自立の助長の原則**
 1 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る食糧、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用する旨に努め、かつ、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行うことである。

「生活保護の原理・原則」についてのスライドです。

- 判断に迷ったときは、この原理・原則に立ち返って考える必要があります。4つの原理・原則について理解を深めましょう。

◆4つの原理

- 生活保護法には、生活保護制度を運用するに当たって遵守しなければならない原理が規定されています。
- 第2条「無差別平等の原理」では「保護の適用は困窮に至った経緯は問わない」としています。困窮に至った原因や経緯は問いません。もっぱら生活に困窮して

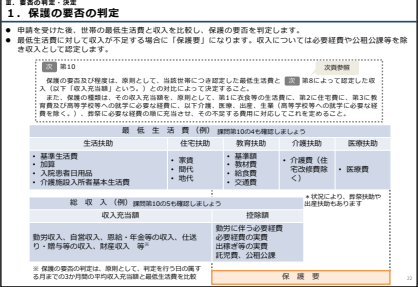
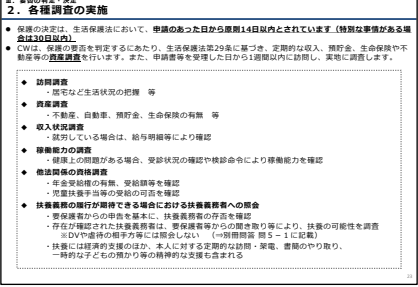
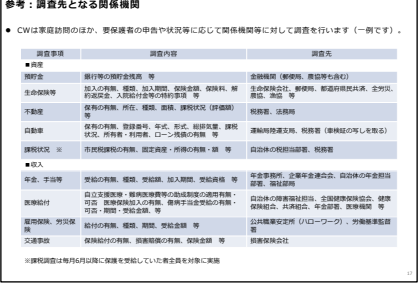
		<p>いるかどうかという経済的状況に着目して保護を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条「最低生活保障の原理」は「最低限度の生活」とはどのような水準かを規定しています。憲法第25条に規定される「健康で文化的な生活水準」が維持されるものでなければならないとされています。 ・第4条「補足性の原理」は、保護を受けるための要件を規定したものです。保護を受けるためには、あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない場合に保護が行われます。 <p>なお、扶養は「保護に優先して行われる」ものと定めており、保護の要件とは異なる位置付けとされています。この意味するところは、実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、収入として取り扱うことを意味するものであり、扶養義務者による扶養の可否が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではないことに留意が必要です。</p> <p>◆4つの原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請保護の原則、基準及び程度の原則、必要即応の原則、世帯単位の原則が定められています。 ・申請保護の原則については、生存が危うい場合など急迫の場合は、保護の申請がなくても必要な保護ができることに留意しましょう。
6		<p>「保護の実施要領」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の決定・実施に当たっての、根拠とする通知等について確認します。 ・生活保護法令に加えて、国で定めている「保護の実施要領」や「生活保護問答集」があります。 <p>「保護の実施要領（事務処理基準）」は生活保護の決定実施に当たって守らなくてはならない基準、「生活保護問答集（技術的助言）」は生活保護の決定実施に当たって参考としての助言であり、異なる位置付けであることについて、理解しましょう。</p> <p>*参考 生活保護手帳の解説については、研修教材「No. 2-2 生活保護手帳の使い方」もご活用ください。</p>

<p>7</p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「保護の実施要領」の構成は以下のとおりです。 → 保護の決定・実施に当たっては、生活保護法令に定めるところはもとより、事務処理基準である「保護の業務要領」に基づき実施することが求められます。 <table border="1"> <tr> <td>第1 世帯の認定</td> <td>第8 収入の認定</td> </tr> <tr> <td>第2 実施責任</td> <td>第9 保護の開始申請等</td> </tr> <tr> <td>第3 資産の活用</td> <td>第10 保護の決定</td> </tr> <tr> <td>第4 稼働能力の活用</td> <td>第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令</td> </tr> <tr> <td>第5 扶養義務の取扱い</td> <td>第12 調査及び援助方針等</td> </tr> <tr> <td>第6 他法他施策の活用</td> <td>第13 その他</td> </tr> <tr> <td>第7 最低生活費の認定</td> <td>第14 施行期日等</td> </tr> </table>	第1 世帯の認定	第8 収入の認定	第2 実施責任	第9 保護の開始申請等	第3 資産の活用	第10 保護の決定	第4 稼働能力の活用	第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令	第5 扶養義務の取扱い	第12 調査及び援助方針等	第6 他法他施策の活用	第13 その他	第7 最低生活費の認定	第14 施行期日等	<p>「保護の実施要領の構成や項目」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護の実施要領や生活保護別冊問答集には、世帯認定や実施責任、資産や扶養義務、最低生活費や収入認定の取扱いなど、保護の決定実施をするためのルールや考え方が記載されています。 迷った時にはいつでも調べられるよう、生活保護手帳や生活保護問答集の大まかな構成や項目について確認しておきましょう。
第1 世帯の認定	第8 収入の認定															
第2 実施責任	第9 保護の開始申請等															
第3 資産の活用	第10 保護の決定															
第4 稼働能力の活用	第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令															
第5 扶養義務の取扱い	第12 調査及び援助方針等															
第6 他法他施策の活用	第13 その他															
第7 最低生活費の認定	第14 施行期日等															
<p>8</p>	<p>ここまでで、生活保護制度は 憲法第25条の生存権を具現化したものであり、 その目的は「最低限度の生活の保障」と「自立の助長」であること、 また、CWは、保護の実施要領や別冊問答を踏まえて 保護の決定実施や自立に向けた支援を行うこと を確めました。</p> <p>CWはその目的を達成するために 適切な事務処理と対人援助を行うことが求められます。</p> <p>次からは「CWに求められる実務」について 理解を深めていきましょう。</p>	<p>ここまでの説明のポイントを確認します。</p>														
<p>9</p>	<p>I. CWの役割と実務の全体像</p> <ul style="list-style-type: none"> CWは、生活保護法の目的を達成するため、段階により世帯の状況を把握することを通じて、世帯の状況を踏まえた最低生活保障としての保護費の支給、世帯の課題を踏まえた相談援助・自立支援を実施することが求められます。 CWがこの役割を果たすためには、中核的な業務である「最低限度」の実務が重要です。 	<p>「CWの役割と実務の全体像」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法の目的を実現するために、なぜ、居宅訪問が重要なのか考えてみましょう。 CWには、生活保護法の目的である最低生活保障としての保護費の支給と世帯の課題を踏まえた相談援助・自立支援が求められます。そのためには、まずは生活保護を受給されている方の生活実態や課題を把握することが不可欠です。居宅訪問を通じて、収入状況なども含め世帯の生活状況を把握し適正な保護費の支給を行います。 また、世帯が抱える課題を踏まえた相談助言や必要な関係機関につなげるなど支援します。日頃から、CWと顔の見える関係になることによって、関係機関との信頼関係構築にもつながります。 														

10		<p>「CWの実務の全体像」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談・申請、保護の判定・決定、保護の開始後のそれぞれの場面の流れに沿って、実務への理解を深めていきましょう。
11	中表紙	略
12	中表紙 Ⅱ. 相談・申請	略
13		<p>「面接相談」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談者との面接相談において留意すべきことを確認します。面接相談では、①相談者の状況把握、②他法他施策の活用助言、③制度説明、④申請意思の確認を行います。 <p>◆相談に至った経緯、状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ライフラインや手持ち金など、困窮の状況を把握します。相談に来られる方の中には自らの困窮状況を話せないまま、相談を終えてしまう方もいます。保護が必要な方に確実かつ速やかに保護を行うためには、相談に来られた方から困窮状況を具体的に聞き取ることが不可欠です。 <p>◆他法他施策の紹介や助言</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談内容に応じて他部署や他機関につなぐ場合は、連絡先を伝えるだけでなく、事前に先方に連絡したり、必要に応じて同行します。 CWは日頃から、生活困窮者自立支援制度や年金制度など各種制度について理解を深めておくことが求められます。必要な連携ができるよう庁内外の関係機関や専門職と顔の見える関係を構築しておくことも重要です。 <p>◆生活保護制度の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護の相談窓口に来所する方は、保護の受給要件や生活保護制度の内容について知識を有しない場合が少なくありません。保護の実施機関は面接相談の場面でこれら制度の内容をよく説明し、十分な理解を得る

		<p>ことが必要です。このため、単に口頭だけではなく「生活保護のしおり」によって丁寧に相談者に分かるよう説明することが求められます。</p> <p>◆申請意思の確認と申請書の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談を受けた際、本人に申請意思がある場合には速やかに申請書を交付し申請を受理します。 ・相談者本人に申請意思があるにもかかわらず、申請書を交付しないことは絶対にあってはなりません。中には、申請を受け付けてくれないと思って福祉事務所に来ている、『とにかく申請書をください』という方もいらっしゃいます。そのような場合には、まず申請書をお渡しして安心してもらいましょう。くれぐれも相談をしないと申請できないという運用にならないように注意しましょう。 <p>◆その他留意すべき点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談には、複数のCWが対応する場合があります。また状況に応じて査察指導員等が同席することもあります。 <p>※各福祉事務所の状況にあわせて説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者は、不安やとまどいをもって来所されます。相談者が話しやすい態度や言葉遣いを心がけます。これが相談者との信頼関係を構築する第一歩になります。 ・福祉事務所の職員には、守秘義務があります。相談内容や相談者の情報の取扱いには、十分留意することが必要です。
14	<p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請意思が確認された方には、速やかに保護申請書を交付し、申請手続きの助言を行う必要があります。 ● 申請書類が揃っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると思われるような行為も避けるべきです。 <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の保有が一律に認められない旨の説明 ・ 扶養が保護の「要件」であるかのような説明 ・ 居所がないと保護を受けられないとの説明 ・ 申請前に事実上の保護の要否判定を行い、保護否になることが見込まれる場合には申請ができないと受け取られるような説明 <p>● 申請を取り下げる場合は、本人の意思によって行われるものであり、CWや福祉事務所が促すことはできません。申請があった場合には、寄保護部の審査請求権の権利保護の観点からも、組織として適正な手続きにより決定することが求められます。</p> <p><small>【図9-1】図9-1 図9-1の1「高度相談員における保護の申請意思の確認」、図9-1の2「保護申請書の交付や申請の受付についての説明」、図9-1の3「保護申請の受理状況を確認するために必要な資料の提出」を参照しましょう。</small></p>	<p>「面接相談の場面で特に留意が必要なこと」について確認するためのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いかなる場合においても、本人から保護申請の意思が確認された場合には、速やかに申請書を交付するなどの対応が必要です。 ・面接相談時は、申請権の侵害が起きやすい場面です。申請を受け付けないことは当然あってはならないことですが、生活保護制度の説明に当たって、例えば、自動車の保有が一律に認められないといった誤った説明や、相談時に事実上の保護の要否の判定を行い申請ができないと誤認される説明を行うことについても、申請権の侵害につながるものです。

		<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の申請は国民の権利であることへの十分な理解に基づく対応が求められます。
15	<p>参考：厚生労働省ホームページにおける周知内容</p> <p>厚生労働省のホームページにおいて、生活保護の申請は国民の権利であること、また生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるため、ためらわずご相談いただくよう周知しています。</p> <p>(参考) 厚生労働省ホームページにおける国民への周知内容 (生活保護を申請したい方へ)</p> <p>生活保護を申請したい方へ</p> <p>生活保護の申請は国民の権利です。 生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるもので、ためらわずにご相談ください。</p> <p>⇒相談先はお住まいの自治体の福祉事務所までご連絡ください。 ※ 福祉事務所一覧 13055551 1305551 ①</p>	<p>厚生労働省において、国民へのメッセージとして「生活保護の申請は国民の権利であり、ためらわず相談してください」という発信をしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> こうした発信の背景には、保護が必要な状態であっても、申請や相談をためらう人がいる現状があります。「なぜためらうのか」…、p.12で解説した「冰山モデル」を踏まえて考えてみてください。 また、自らSOSを発信することが難しい要保護者を把握できるようアウトリーチを行ったり、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関や、公的料金滞納など電気、ガス等の事業者と連携することも大切です。 <p>(参考) ご所属の自治体で、WEBサイトやポスター等により同様の発信をされている場合は、ぜひここで受講者に周知してください。また、下記自治体ではわかりやすく丁寧な発信をされているので、適宜ご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国立市：WEBサイトにて上記の趣旨を丁寧に説明しているほか、各種申請書や研修資料を公開。 ○小田原市：制度説明とあわせて「Q&A」(多く寄せられる質問)を掲載。 ○札幌市：「生活保護の申請は国民の権利です。」と大きく表示されたポスターを掲載。
16	<p>Ⅱ. 相談・申請</p> <p>2. 他法他施策の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度では、法第4条：補足性の原則を根拠に、他法他施策の活用が求められます。 相談相談に当たり、CWIは、相談者の状況に応じて活用可能な他法他施策について適切に助言するとともに、必要に応じて窓口へのつなぎなどの支援を行います。 <p>第4条 救護は、生活に困窮する者が、その判断し得る範囲、ほかその他から受けるものも、その最低限度の生活の維持のために活用することを条件として行われる。</p> <p>第2 国は、(第4条に定める法律第19条第1項)に定める生活困窮者救済の措置及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による救護に優先して行われるものとする。</p> <p>第6条 他法他施策又は制度による救護、援助等を受けることができる者は要するに限り、権利を併用して受けることができる。</p>	<p>「他法他施策の活用」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護の補足性の原理に基づき、他法他施策の活用が求められます。 他法他施策の活用については、年金や手当などの収入の増加などにより世帯の自立の助長につながるものです。CWIは、世帯の状況に応じた活用可能な他法他施策について、必要な助言や関係機関へのつなぎを行います。

		<p>して位置付けられていることに留意が必要です。扶養については、例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できないというわけではありません（スライド 30 でも触れています）。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、資産の活用についても、この後のスライドで詳しく説明します。
22	<p>■ 要保護者の判定 - 決定</p> <p>1. 保護の要否の判定</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請を受けた後、世帯の最低生活費と収入を比較し、保護の要否を判定します。 最低生活費に対して収入が不足する場合に「保護要」になります。収入については必要経費や公費公費等を除き収入として認定します。 	<p>「保護の要否の判定」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 要否判定については、世帯の最低生活費と収入を比較し、保護の要否を決定します。 最低生活費、収入認定については、この後のスライドで更に説明します。
23	<p>■ 要保護者の判定 - 決定</p> <p>2. 各種調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護の決定は、生活保護法において、申請のあった日から原則14日以内とされています（特別な事情がある場合は10日以内）。 CWは、保護の要否を判定するにあたり、生活保護法第29条に基づき、定期的な収入、貯貯金、生命保険や不動産等の調査を実施を行います。また、申請書を受理した日から1週間以内に行われ、実施に調査します。 	<p>「各種調査の実施」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護は、個人の生活の維持や生存に関わるものであるため、生活保護法において保護の決定は14日以内にしなければならないとされています。その上で、特別な理由がある場合には、30日まで延ばすことができるとされています。改めて、法の規定を踏まえ、速やかな保護に努めましょう。 金融機関等からの回答が遅れる場合もあります。このような場合は調査未了であっても必要な保護を決定します。
24	<p>参考：調査先となる関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> CWは家庭訪問のほか、要保護者の申告や状況等に応じて関係機関等に対して調査を行います（一例です）。 	<p>「調査先となる関係機関」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ここに挙げている関係機関は一例です。また、自治体によって担当窓口が異なる場合もあるため、必要に応じてスライドを修正してください。 各種調査については、法第29条に基づく金融機関等への収入資産調査の実施や、稼働能力の確認が必要な場合の法第28条に基づく医療機関における検診命令があります。

25

(24スライド目の続きです)

調査事項	調査内容	調査先
■その他		
家族関係等	住民登録、在籍情報、出稼の状況 等	自治体の市民課、入居管理課 等
納付等	姓名、連帯保証人・入居申込日数、専任・専任能力、専任収入、専任収入等	賃貸借債主、債権回収 等
介護の状況	要介護認定申請状況や介護の状況、介護サービスの利用状況、介護保険料の納付状況 等	自治体の介護保険課等
資産の状況	不動産所有、積立 等	自治体の資産管理課
生活実態等	生活状況 等	民生委員 等

26

「資産の活用」についてのスライドです。

- ・補足性の原理に基づき、資産活用が求められること、資産の取扱いの基本的な考え方について理解します。

27

「主な資産の取扱い」についてのスライドです。

- ・資産の取扱いについて、「原則」と「例外」があることについて確認します。

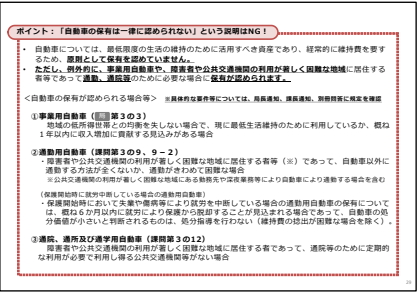
28

「持ち家の取扱い」についてのスライドです。

- ・居住用の不動産は、処分価値が著しく大きいと認められる場合を除き、保有が認められます。
- ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金は、いわゆる「リバースモーゲージ」といわれるものです。本人が所有する不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する高齢世帯の方が、その不動産を担保に生活資金の貸し付けを受けるものです。活用が可能な場合は保護の要件になることに留意が必要です。

【参考】住宅ローン返済中の住宅の保有について

- ・保護費でローンの返済をすることは、制度の趣旨に反することから、原則として認められていません。(課第3の14) 基本的に、住宅ローンに限らず、保護費は、最低生活に充てるべきものであり、原則として負債の返済に用いるべきではありません。

		<p>他方で、ローン支払いの繰り延べが行われている場合、ローン返済期間が短期間であり、かつローン支払額も少額である場合、認められることもあります。</p> <p>(別冊問答集3-9)</p> <p>「ローンがあることを理由」に、保護の申請を受け付けないことは不適切な取扱いになります。世帯の状況に応じて、組織的に判断しましょう。</p>
29		<p>「自動車の取扱い」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車は、原則として保有を認められていませんが、障害者や公共交通機関が乏しい地域に居住する者の通勤、通院用の自動車などについては、例外的に認められる場合があります。 保護開始時の説明に当たっては、単に自動車は原則処分との説明のみではなく、例外があることも含め説明することが必要です。十分な説明を行わず一律に自動車の保有が認められないといった説明を行った場合は、保護の申請権の侵害につながる恐れがあることに留意が必要です（福祉事務所で作成する保護のしおりの記載についても、例外として認められる場合があることについて、記載がなされているか確認しましょう）。 上記のほか、保有が認められた自動車の他用途への利用の取扱いにも留意しましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒「障害者の通勤、通院等のために保有が認められた自動車」は、買い物等も原則として自動車利用を認める。 「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等の通勤、通院等のために保有が認められた自動車」は、地域の交通事情や世帯の状況等を勘案して低所得世帯との均衡を失しないと保護の実施機関が認める場合は買い物等への自動車利用を認める。 「事業用自動車の場合」は原則として保有が認められた事業用以外の利用は認められない。

30

4. 扶養義務

- 民法上の扶養義務は、生活保護に優先（法第4条第2項）します。
- この「優先」とは、保護の要件ではなく、**保護に優先的扶養義務履行された場合**に、**優先して調査する**という意味です。例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できない、というわけではありません。
- なお、扶養義務者が生活保護を申し出ている場合など、扶養義務者に扶養能力があり、かつ扶養をする意思があるからである場合は、扶養義務の履行が前提として位置づけられることにも注意。

民法（特加二十九条法第百九十九条）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

法第77条
要保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない債があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の者は、その義務の全部又は一部を、その責めに負担することができる。

家族・親族などでは「養育費」として「注」の範囲内（など）に支払いを求められることもありますが、支弁義務に結びついていないので、支弁に要するものではありません。

出典：厚生労働省のサイト「生活保護の申請について、よくある疑問」
http://www.e-life.go.jp/fukuyohu/fukuyohu/kyuu/fukuyohu_kyuu.html

「扶養義務」についてのスライドです。

- 生活保護法第4条第2項において、扶養は「優先」とされており、「保護の要件」とは異なる位置づけであることについて理解しましょう。
- 例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できない、というわけではありません。

31

(読者)

- 「扶養義務者の範囲」については、保護の実施要領（同 第5-1（1）参照）において、以下のとおり定められています。
- ▲ **絶対的扶養義務者**
夫婦、祖父母、親、子、孫などの直系血族、兄弟姉妹
▽ 配偶者・3親等以内の親族のうち、実親に要保護者等に対して扶養義務履行の可能性がなされる可能性が高い。次のような状況にある者（「**絶対的扶養義務者となり得る者**」という。）
① 現に当該要保護者又はその親に就する者を扶養している者
② 調査時点の当該要保護者又はその親に就する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると認められる者

出典：「要領」 「生活保護申請（2014年改訂）」 46頁図解(2)17

「扶養義務者の範囲」についてのスライドです。

- 扶養義務者の範囲は、民法第877条に定められています。次のスライドで、「絶対的扶養義務者」と「相対的扶養義務者」の範囲について理解します。

32

(読者)

- 扶養義務調査については、まずは、要保護者からの申告や必要に応じて戸籍簿本等の確認により**扶養義務者の存在を確認**します。（同 第5-1（1）参照）
- 次に、扶養義務者の範囲、収入などについて要保護者から聴取する等して、扶養の可能性を調査します。その結果を踏まえ、**重点的扶養能力調査対象者**には「**管内の場合は実地調査を実施**」を、それ以外の者には「**書面による調査**」を要します。（同 第5-2（2）（3）参照）
- **扶養義務履行が期待できない場合（注）**は「直接の扶養照会を行わないこととして差し支えありません。」
注）中・小の兄弟姉妹・祖父母の要保護者 ① 扶養義務の履行が期待できない者に対する扶養能力調査の方法：・ 特別調査による扶養照会（要保護者等が同意しない場合は書面による調査）
② 要保護者、親及び孫以上の子孫が同意しない場合は調査対象外（生活保護法第4条第2項、同 第77条）
③ 扶養義務の履行が期待できないが、扶養義務者が同意する場合は調査対象となる（注）

要保護者からの聴取
扶養義務者への調査

● 明らか要保護者を扶養することができると思われる扶養義務者に対しては、扶養義務者への通知（法第24条第3項）
● 扶養義務者からの報告聴取（法第28条第2項）、扶養義務者からの費用聴取（法第77条第1項）といった手段があります。

「扶養義務調査」の手続きや対象範囲についてのスライドです。

- 重点的扶養能力調査対象者である
 - ① 夫婦及び中学3年以下の子の親
 - ② 親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待できる者
 については、管内に居住する場合は実地調査します。その他の扶養義務者は、書面による扶養照会を行います。
- 民法上、扶養義務者には、生活保持義務又は生活扶助義務がありますが、上記①は「生活保持義務関係」にあたります。例えば、生活保持義務は「最後のパンのかけらを分け合う義務」です。生活扶助義務は「自分の生活を維持した上で、なおゆとりがある限りにおいて扶助する義務」と、その強さが異なります。
- 扶養義務履行が期待できない場合は、直接の扶養照会を行わないこととして差し支えないこととされています。具体的には、保護の実施要領（課長通知 問第5の2）において、扶養義務者が被保護者や長期入院・入所者、10年程度音信不通、DVや虐待など扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害すると認められ

る場合が例示されています。

本人からそのような状況があるのかどうか、あらかじめ丁寧に聞き取ることが求められます。

- ・高齢単身者の場合など、キーパーソンがいると支援が円滑になるケースもあります。また、扶養義務調査をきっかけに、キーパーソンにつながり、社会的自立の契機になりえることもあります。仕送りの可否だけでなく、精神的な支援についても把握することが重要です。

33

Ⅲ. 暮らしの解説・法曹
5. 最低生活費

● 保護基準 (注)は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して扶助額 (8つ) に定めています。 ※生活保護による生活扶助 (扶助額)は4月1日現在適用となります。

● 現金支給と現物 (サービスや品物を受け、請求書等で直接提供者に費用を支払うもの) 支給があります。

● 個々の世帯の状況に応じた加算や一時扶助が設けられています。

「最低生活費」の体系についてのスライドです。

34

(続き)

○ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活を満たすに十分なものであつて、目づ、これをこえないものでなければならぬ。(生活保護法第2条第2項)

生活を支えよとする費用	対応する扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・雑費・光熱水費等)	生活扶助	保護基準は、 ①世帯内の個人所得 (年齢別に算定) ②世帯水費等の世帯共同費用 (世帯人員別に算定) 合計して算定し、 ③0月から4月までのうち、地域に応じて5月から7ヶ月給付期間を定めた、 特定の世帯に給付がある (障害者加算等)。
アパート等の家賃等	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けねばならぬ必要な学用品費等	教育扶助	定められた範囲内 (一部、定められた範囲内で実費) を支給
介護サービス等の費用	介護扶助	費用は介護保険制度へ支払 (本人負担なし)
介護サービス等の費用	介護扶助	費用は介護保険制度へ支払 (本人負担なし)
出稼費用	出稼扶助	定められた範囲内で実費を支給
扶養に必要経費の増額にかかる費用 (国や自治体等が定める範囲内)	生業扶助	定められた範囲内で実費 (国や自治体等に請求するための費用の一部は定額の内定額) を支給
雑費等	雑費扶助	定められた範囲内で実費を支給

※雑費扶助： 歳末収入のうち一定額を控除する仕組み。歳末収入額に比例して控除額が増加。

「生活保護基準の内容」についてのスライドです。

- ・生活保護の8つの扶助の種類と内容を理解します。

35

(続き)

- 最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となって行われるべきですが、**変更機関において必要な発見について積極的に確認の努力が必要**です (別冊問答 第7-17)。
- 世帯の状況等に応じて加算や一時扶助が認定可能な場合がありますので、**加算や一時扶助の支給要件等について確認**することも、**世帯の状況を積極的に把握し、適切な加算**することも求められます。

【世帯による保護の増額及び変更】
第二十五条
2. 世帯の変更機関は、既に、保護基準の生活扶助額を算出し、保護の必要を必要とする定めるときは、通知を、**世帯の状況等に応じて加算や一時扶助が認定可能な場合がありますので、加算や一時扶助の支給要件等について確認**することも、**世帯の状況を積極的に把握し、適切な加算**することも求められます。

【加算の要件】
第六十一条。 保護基準は、収入、支出その他の世帯の状況について変動があったとき、又は居住者等しくは世帯の構成に変動があったときは、あらかじめ、保護基準の生活扶助額を算出し、保護の必要を必要とする定めるときは、通知を、**世帯の状況等に応じて加算や一時扶助が認定可能な場合がありますので、加算や一時扶助の支給要件等について確認**することも、**世帯の状況を積極的に把握し、適切な加算**することも求められます。

【加算】
○ 加算 (世帯収入) ○ 経費加算
○ 障害加算 ○ 障害加算
○ 障害加算 (障害加算) ○ 在宅者加算
○ 在宅者加算 (在宅者加算) ○ 在宅者加算
○ 在宅者加算 (在宅者加算) ○ 在宅者加算
○ 在宅者加算 (在宅者加算) ○ 在宅者加算

【一時扶助の例】
○ 臨時扶助 (臨時扶助) ○ 臨時扶助 (臨時扶助)
○ 臨時扶助 (臨時扶助) ○ 臨時扶助 (臨時扶助)
○ 臨時扶助 (臨時扶助) ○ 臨時扶助 (臨時扶助)
○ 臨時扶助 (臨時扶助) ○ 臨時扶助 (臨時扶助)
○ 臨時扶助 (臨時扶助) ○ 臨時扶助 (臨時扶助)

「最低生活費の認定に当たっての留意すべき点」についてのスライドです。

- ・加算や一時扶助などの仕組みについて、生活保護を受給されている方ご自身が十分に理解することは難しい面があります。CWが制度を十分に理解し、世帯の状況を踏まえて本人に対して分かりやすく説明することが求められます。また、訪問や面談の際に、需要の発見について積極的に確認する努力が必要です (別冊問答集 7-17)。

<p>36</p>	<p>ポイント：保護開始時に持ち合わせがない場合にはエアコン買入の支給が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護世帯におけるエアコン買入に関する基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ① エアコンなどの家具什器費を含め、日常生活に必要な生活用品は保護費のやりくりによって計画的に買入しなくてはなりません。 ② 保護費のやりくりによって買入が困難な場合には、生活福祉資金貸付を活用して購入することも可能です。 ● ただし、保護の実施要項（第7-2（6）の「冷暖房費」に基づき） <ul style="list-style-type: none"> ① 保護開始時に持ち合わせがない場合、 ② 買入後、入所後に故障・過熱し、新たに買入で居住を始める場合、 ③ 災害により滅失し、災害復旧法第46条第4項の規定がない場合、 ④ 転居の場合で前住居の設備の損壊により、現に所有しているエアコンが使用できない場合 ⑤ 転居等により被害を受け、生命身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合 ● には、エアコンの購入費用を一時扶助費により支給することが可能です。 ● エアコンの購入に向けた必要な助言指導等 <ul style="list-style-type: none"> ● 特別な事情がない生活保護世帯においては、毎月の保護費のやりくりの中でエアコンを購入（訪問指導の対応等）するため、必要に応じて、購入に向けた家計管理の助言や、生活福祉資金貸付制度を紹介するなど、熱中症予防が必要な世帯への支援が必要です。 <p>厚生労働省にて作成している「熱中症予防のチェックリスト」等を活用するなど、熱中症予防が必要な世帯に活用しましょう。</p>	<p>「エアコンの購入」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エアコンを含め、日常生活に必要な生活用品は保護費のやりくりによって計画的に購入する必要があります。 また、保護費のやりくりが困難な場合には、社会福祉協議会が実施する貸付制度である「生活福祉資金貸付」を活用して購入することも可能です。 ・ その上で、保護開始時に持ち合わせがない場合等については、エアコン等の購入費用を一時扶助により支給することが可能です。 ・ エアコンが設置されていない熱中症予防が必要な世帯については、エアコンの購入に向けた家計管理の助言や生活福祉資金貸付制度を紹介するなど必要な支援をしましょう。
<p>37</p>	<p>Ⅲ. 世帯の認定・変更 6. その他（世帯認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護法第10条は、世帯の認定及び世帯の変更を定めて行っていることとして、また、同条の注釈に規定し、生計同一の世帯は、原則として同一世帯と認定します。 ● 一方、居住を同一していない場合であっても、同一世帯として認定する場合があります。 ● このほか、同一世帯に認定される場合であっても、世帯分離として取扱うことが可能な場合もあります。 ● 原則に当てはまらない場合は、保護の実施要項「第1 世帯の認定」を踏まえて個別して判断することが必要です。 <p>（世帯認定の原則） 同一世帯 認定は、世帯を単位としてその認定及び程度を定めるものとする。但し、これにより妨がらば、個人を単位として定めることができる。同一世帯の認定</p> <p>同一世帯 同一の住居に居住し、生計を同一している者は、原則として、同一世帯として認定すること。一方、居住を同一していない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるとせば、同一世帯とすること。</p>	<p>「世帯認定」の取扱いについてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯認定の基本的な考え方や、世帯分離の取扱いがあることについて理解しましょう。
<p>38</p>	<p>Ⅲ. 世帯の認定・変更 6. その他（実施責任）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護の実施責任は、生活保護法、保護の実施要項において定められています。 ● 原則として、居住を有する生活保護世帯の保護の実施責任は居住地の実施機関、居住地がないか、明らかでない場合は保護の実施責任は現在地を管理する実施機関が実施責任を負います。 ● ただし、救護施設、特別養護老人ホーム等の一部の施設等は、入居前の居住地または現在地の保護の実施機関が負います（居住者特例）。 <p>（居住者特例）</p> <p>● 生活保護法第19条、第84条の3、保護の実施要項「第2 実施責任」を参照</p> <p>（参考）</p> <p>● 〔実施責任〕 第19条 保護の実施機関が、市町村及び指定介護施設（第22条第1項第2号に規定する施設に該当する世帯員（以下「世帯員」という。））を管理する町村は、次に掲げる事項に対して、この法律の定めるところにより、保護を担うが、かつ、実施責任は負わない。 一 その管理に属する施設事務所の所管区域内に居住を有する生活保護者 二 居住者がないが、又は明らかでない保護者であつて、その管理に属する施設事務所の所管区域内に現在を有するもの 2 居住者が明らかである保護者であつても、その者が単身し、居住地がある場合は、その居住する世帯員が自ら又は、その管理に属する保護者、前掲の規定にかかわらず、その管理に属する施設事務所に管理する世帯員 3 居住者又は世帯員が行つたものとする 第24条第1項に規定する施設に、その保護者若しくはその世帯員の居住施設に入居させ、若しくはこれらの施設に入居を要し、又は私人の事業に労働を要した場合には、当該入居又は労働の施設が、その管理に属する施設に該当する場合は、その管理に属する実施機関が保護責任を負うものとする。 生活保護法第84条の3に居住者特例の規定あり</p>	<p>「実施責任」の取扱いについてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施責任が決まらないことを理由に保護の決定が遅れることはあってはなりません。実施責任が決まらない場合には、速やかに実施機関同士で協議を行い決定することが求められます。 ・ 実施機関同士の協議により解決が得られなかった場合は、保護の実施に空白が生じないように、都道府県と協議し、なお解決が得られない場合は厚生労働省に判定を求めます。（別冊問答第2-43）
<p>39</p>	<p>中表紙 IV. 保護の開始後</p>	<p>略</p>

<p>40</p>	<p>IV. 保護の開始 1. 援助方針の策定</p> <p>● 保護の実施機関として、個々の世帯の状況を踏まえた援助方針を策定します。 ● 援助方針は、訪問調査により把握した世帯の生活状況を踏まえ、自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定します。 ● 必要に応じてケース検討会議を開催し、保護の実施機関として組織的に決定します。</p> <p>4 援助方針 (1) 援助方針の策定 訪問調査や関係機関との連携により把握した世帯の生活状況を踏まえ、個々の世帯の自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定します。 また、策定した援助方針については、原則として保護対象本人に説明し、理解を得るよう努めること。 (2) 援助方針の修正と見直し 保護対象者に対する保護活動の結果を適宜適切な時期に評価し、援助方針の見直しを行うこと。援助方針の見直しは、世帯の状況等の変動に合わせて行うほか、世帯の状況等に変動がない場合であっても定期的な見直しを行うこと。</p> <p>訪問調査、関係機関調査等による世帯状況の把握 → 自立に向けた課題の分析、受給者の強み・力の発見 → 援助方針の策定</p> <p>※必要に応じてケース検討会議等により組織的に判断</p>	<p>「援助方針の策定」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 援助方針は、訪問調査等により保護の実施機関として、個々の世帯の状況や世帯が抱える課題を踏まえ、組織として策定します。
<p>41</p>	<p>ポイント：以下の点についても留意しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> 援助方針を「生活実態の把握」や「現状調査」と認識していませんか？ ● 援助方針の策定にあたっては、要保護者の生活実態の把握と、個々の要保護者の自立に向けた課題の把握が必要です。「生活実態の把握」や「現状調査」は当該世帯の現状の把握であり、方針策定ではありません。できる限り具体的な課題が必要となります。 短期的な視点だけでなく、中長期的な視点に立った方針を検討できていますか？ ● そのために、受給者自身の自立への考えや力を大切にしておくことが大切です。 個々の世帯にも着眼した方針を検討していますか？ ● 特に世帯内の子どもについては、留意する必要があります。 援助方針の検討が難しいとき、ひとりで抱え込んでいませんか？ ● 多様な課題を抱えた世帯については、ケース検討会議等を活用して組織的な検討を行ううえで方針を検討することが大切です。援助方針は組織としての方針であり、CWがひとりでは対応できないような課題がある場合があります。 <p>アセスメントを通じて、要保護者の現状把握と、個々の自立への考えや力を大切にすることが大切です。課題をどのように考えていくかを一緒に考えてみましょう。</p>	<p>「援助方針のポイント」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 援助方針の策定に当たっては、支援する側（CW や福祉事務所）と支援を受ける本人が目指す自立に向けて、「なぜそれに取り組むのか」「それがどれだけ本人にとって大切なことであるか」を共有し「同じ方向を向いて進んでいく」ことが大切です。
<p>42</p>	<p>援助方針策定に当たっての留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 受給者の生活状況を踏まえ、個々の受給者の自立に向けた課題を把握します。 ● アセスメントに当たっては、支援対象者の持つ強みや力を大切にしたい点を確認する必要があります。 <p>世帯類型を問わず留意したい点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基礎的な内容 <ul style="list-style-type: none"> 生活状況や健康状態、就労に向けた重要要因など、世帯が抱える課題はあるか 世帯の課題を踏まえ、活用可能な支援機関や必要な支援サービス、関係機関などはあるか 自立支援プログラムや後援者支援事業などの各種事業の活用はどうか ● 扶養・養育に関する内容 <ul style="list-style-type: none"> 扶養義務との関係はどうか（今後の意向を含む） 緊急時等にすぐに対応してくれる者がいるか（扶養義務者を含む） 養育の状況はどうか 等 ● 生活状況 <ul style="list-style-type: none"> 生活実態はどうか、日々の生活はどうか 交友関係や近隣住民との関係はどうか 	<p>「援助方針の策定に当たっての留意点」についてのスライドです。世帯類型を問わず留意したい点から確認していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 援助方針策定のためのアセスメントは、初期段階だけでなく、本人の状況の変化に合わせて、繰り返し継続的に行います。 生活状況については、ある程度信頼関係ができなければ聞き取ることが難しい項目もあります。日常生活に支障をきたしているものはないかを確認します。 次の頁からは、世帯類型別に留意点をみていきます。
<p>43</p>	<p>(続き)</p> <p>【例】高齢者世帯の場合 → 日常生活自立や社会生活自立の観点を重視</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基礎的な内容 <ul style="list-style-type: none"> 要保護者の生活状況から、必要な介護サービスや保健医療サービスなどがあるか 住環境や要介護状態の状況はどうか（手すり、段差等） 高齢者年金等、活用可能な他法他策はないか 等 ● その他 <ul style="list-style-type: none"> 近隣住民との交流状況はどうか 社会活動（ボランティア、サークル・人材センター、老人クラブ等）への参加状況はどうか 緊急時等にすぐに対応してくれる者がいるか（扶養義務者を含む） 等 <p>【例】子どものいる世帯の場合 → 親への支援と子どもへの支援の双方を考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基礎的な内容 <ul style="list-style-type: none"> 親の要介護や子どもの生活状況（家事、学習管理）、健康状態はどうか 子どもの状況、生活状況、学校への進学状況、今後の進路希望などの状況、家庭に介護等が必要となる可能性がある場合にヤングケアラーとして行動等していないか、虐待の疑いはないか 母子世帯の場合は養育者の健康状態はどうか 稼働できる場合は就労状況はどうか、稼働していない場合は就労できる可能性はどうか ● その他 <ul style="list-style-type: none"> 近隣との交流など地域との関係はどうか 子どもが今楽しんでいること、夢中していることは何か <p>※ できるだけ子ども自身の関係により把握することが望まれます。</p>	<p>「高齢者世帯・子どものいる世帯」についてのスライドです。</p>

44

(続き)

ポイント：子どもの学習支援に関する各種対応

- 生活保護受給世帯の子どもは、家庭での学習・生活環境、学習意欲や将来の進学に向けた学習環境の整備を促してあり、保護費も期間の地域との関わりが少ない傾向があります。必要な情報や支援が届いていくような課題があります。
- 経費の滞りを防ぐため、子どもがいる世帯への経費滞りを減らすための各種支援策の活用や助言を通じて、子どもの学習や進路選択の支援を行うことが重要です。

生活保護制度・生活困窮者自立支援制度

- 教育扶助金の支給
- 生活扶助（高等学校等就学費）の支給
- 子どもの学習活動、大学等の進学費用について、奨学金やアルバイト収入から入国助成金
- 大学等に進学した場合の世帯分離の取扱い（大学等に入学した子どもに係る住宅扶助費は減額しない）
- 進学・就職準備のための支援
- 子どもの進路選択支援事業



教育・こども関係施策

- 就学援助制度
- 教育扶助の対象外（修学旅行費等）の削減
- 高等教育の修学支援新制度【文部科学省】
- ①授業料等の減免
- ②給付型奨学金の支給
- こどもの生活：学習支援事業【こども家庭庁】

厚生労働省のホームページに掲載している「カッ!」では、生活保護受給世帯の子どもがいる世帯の支援策などを分かりやすくまとまっています。積極的に活用しましょう。

子どものいる世帯に関連して、「子どもの学習支援」についてのスライドです。

- 近年、子どもの学習支援に関する施策が充実しています。どのような支援策があるのか理解し、対象となる世帯への施策活用の助言に努めます。
- 令和6年10月から、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により、生活保護法において「子どもの進路選択支援事業」が創設されました。福祉事務所で実施している場合には紹介いただき、こどもがいる世帯の支援に当たっては、当該事業と連携して支援することが効果的であることを伝えましょう。

45

(続き)

【例】障害者世帯・傷病者世帯の場合

- 基礎的な内容
 - 健康状態や生活状況から、必要な福祉サービスや福祉員などの支援が必要か
 - 福祉員を有する場合には、福祉員利用の適切な状況や福祉員状況かどうか
 - 住環境や家族介護の状況は適したものか（手すり、段差等）
 - 障害年金、特別障害手当等、活用可能な社会福祉制度はないか 等
 - 就労支援サービスの利用や社会活動への参加意向はどうか 等
- その他世帯の場合
 - 就労している場合には、就労状況や生活状況等を踏まえ、確保の可能性はどうか
 - 就労していない場合には、就労困難要因（福祉・育児・生活状況等の状況）はどうか
 - 就労支援員による支援やネットワークとの連携、関係機関等連携支援事業、生活困窮者就労支援事業の活用等の検討 等

ポイント：稼働能力の活用は、こう考える

稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力を有するが否か、②その稼働能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を確保することができるか否か、の3つの要素により判断。

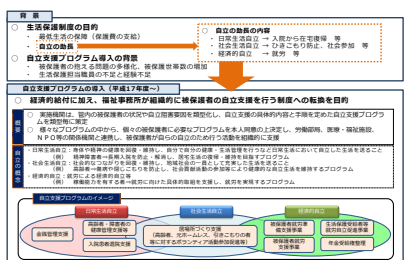
稼働能力があり、本人の持っている資格、生活歴、職歴からの視点と視察した稼働環境が合致している場合は、働く場がない場合は要件を欠くと判断するが、稼働能力を働く意思もあり、労働活動を行っているが現実的に働く場がない場合には要件を満たしているものと判断。

「障害者世帯・傷病者世帯、その他の世帯」についてのスライドです。

- 稼働能力の活用の考え方についても説明し、理解を深めてもらえるようにしましょう。

46

参考：生活保護受給者に対する「自立支援プログラム」について



自立支援プログラムの導入（導入5年経過後）

経済的自立に加え、福祉事務所が組織的に被保護者の自立支援を行う制度への転換を目指す

- 実施趣旨は、世帯内被保護者の状況や自立支援要否を踏まえ、自立支援の体系的な内容と手順を定めた自立支援プログラムを個別に導入
- 既存プログラムのほか、世帯の被保護者に必要なプログラムを本人同意の上決定し、労働訓練、医療・福祉施設、及び民間機関等と連携し、必要に応じて外部機関との連携
- 経済的自立：労働や職業の訓練を支援し、働く場での就業・生活履歴等に基づき自立支援プログラムに合わせた支援を行うこと
- 生活自立：生活保護受給者に対する自立支援プログラム、福祉施設等への就業・生活履歴等に基づき自立支援プログラムに合わせた支援を行うこと
- 社会生活自立：社会生活自立の支援を支援し、福祉施設等への就業・生活履歴等に基づき自立支援プログラムに合わせた支援を行うこと
- 経済的自立、生活自立、社会生活自立の3つの自立支援プログラムを、必要に応じて連携して実施するプログラム

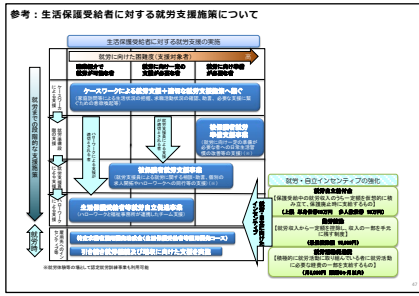
自立支援プログラムの実施内容

- 経済的自立支援：労働訓練、職業訓練、就業支援、生活履歴等に基づき自立支援プログラムに合わせた支援を行うこと
- 生活自立支援：生活保護受給者に対する自立支援プログラム、福祉施設等への就業・生活履歴等に基づき自立支援プログラムに合わせた支援を行うこと
- 社会生活自立支援：社会生活自立の支援を支援し、福祉施設等への就業・生活履歴等に基づき自立支援プログラムに合わせた支援を行うこと

「自立支援プログラム」についてのスライドです。

- 自立の助長は、就労や他法他施策の活用による保護からの脱却などの「経済的な自立」のみではなく、「日常生活自立」「社会生活自立」の3つが位置付けられています。そのことについて理解しましょう。
- 自立支援プログラムへの参加を促すに当たっては、本人とCWとの間に十分な信頼関係が構築されていることが必要です。「自立支援プログラムに参加するよう指導する」ことがあってはなりません。一方的ではなく、本人の「自立」に向けた意欲を丁寧に引き出していくことが大切です。

*参考 研修教材「生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え」



「就労支援施策」についてのスライドです。

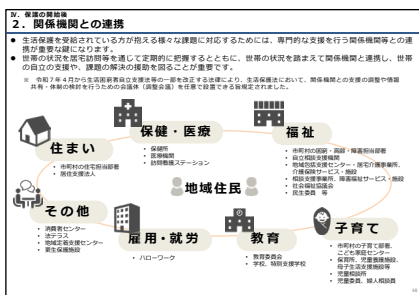
- ・ 就労支援の対象者に応じた支援施策が設けられています。「職業紹介で就労が可能の方」、「就労に向けた一定の支援が必要な方」、「就労に向け準備が必要な方」など、状況は様々です。

CWIは、相談助言を通じた意欲の喚起や、対象者の状況に応じて必要な支援につなげることが求められます。

- ・ 「なぜ働かなければならないか？」と聞かれたとき、生活保護法第4条のほかはどう説明しますか？

働くことは、一般に、社会とのつながりや規則正しい生活につながり、単に収入を得るだけでない効果があります。他方で就労しない期間が長くなっている方、心身ともに疲弊している状態の方に、このような説明をしても、受け入れていただくことは難しいです。

- ・ まずは本人が社会に参加することの価値を感じたり、社会とのつながりを回復・維持するための力を得たりしていくことが大切です。
- ・ CWIは、面談時の丁寧な聞き取りを通じて、本人の状態や意向をしっかりと確認していくことが基本となります。その中で、被保護者就労支援事業・就労準備支援事業や、ハローワークをはじめとする関係機関等との連携も意識しましょう。
- ・ 単に就労を促すのみならず、就労するメリットとして、基礎控除や就労自立給付金制度などを説明することも大切です。



「関係機関との連携」についてのスライドです。

- ・ 生活保護制度は人の生活全般に関わる制度です。世帯が抱える様々な課題に適切に支援できるよう、関係機関と連携した支援が重要です。

- ・ 令和7年4月から生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により、生活保護法において、関係機関との支援の調整や情報共有・体制の検討を行うための会議体（調整会議）を任意で設置できることとされました。調整会議を設置している自治体においては、そのことについてもあわせて説明しましょう。

		<p>※関係機関は、講師や受講者が通常関わる部署の名前に変えておきましょう。</p>
49		<p>「関係機関との連携に当たっての留意点」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携するためには、日頃から「顔が見える関係」だけでなく、「信頼できる関係」まで築くことが重要です。話し合う機会を継続的に設けることが大切です。 支援方針をめぐり、関係機関と対立関係に陥ることもあります。そのような時は抱えこまずに同僚やSVに相談しましょう。
50		<p>「訪問調査と援助方針の見直し」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問調査は、生活保護法の目的である「最低生活保障」と「自立助長」を図るために欠かせないものであり、CWの仕事の中核にあるものです。 訪問調査をしたら、世帯員として認定していない方が住んでいたということもあります。「訪問を通じて世帯の状況を把握した結果、援助方針の見直しにつながった事例」などを、講師の方の実体験から紹介しましょう。
51		<p>「訪問基準と訪問計画」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護の実施機関は、国の通知に基づき訪問基準を作成することとしています。訪問基準を踏まえて世帯の状況に応じた訪問計画を立てます。訪問計画については、世帯の状況を踏まえて見直すことも必要です。 職場で設定している基準について確認し、この場で共有しておきましょう。
52		<p>「ケース記録の作成」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ケース記録は、保護決定の根拠や保護の実施過程を記録し、福祉事務所として一貫した支援を行うために必要なものです。審査請求や訴訟の重要な根拠資料にもなるものです。正確かつ分かりやすい記載に努めましょう。

53

・ケース記録は、訪問後速やかに作成し、決裁を得る必要があります。

・ケース記録をまとめるに当たってのポイントも、確認しておきましょう。

Ⅷ. 保護の開始

5. 収入状況等の把握

● 保護の開始後は、定期的に収入申告書や資産申告書を徴取することが必要です。

● 収入があったときは、必ず申告するよう生活保護受給者に十分に説明します。

● 申告された収入の内容等は、保護費の算出に直接関係するものとして、申告に基づき収入を認定し、保護費の決定を行います。（保護の実施要領「第8 収入の認定」参照）

【収入申告書】（別冊第8の55「収入申告の時期等」参照） 【資産申告書】（別冊第3の13「資産申告の時期」）

- ・ 該当可能な受給者は原則として毎月徴取
- ・ 収入がない場合は1年ごとに1回は徴取
- ・ 収入に変動があったときは、随時徴取
- ・ 高校生のアルバイト収入も申告の対象

● 少なくとも1年に1回は徴取

○ 勤労に伴う収入

収入	学費資料
(1) 勤労収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用契約書が交付される「給与振替簿」もしくは「給与振替簿」 ・ 給与振替簿・実収振替簿あり、振替手帳・振替簿がない場合は、通帳の写しで振込額の確認も可能
空振替収入	・ 本人からの申告が中心（収入控（自費簿）等による自動申告等）
(2) 事業収入	・ 本人からの申告が中心（収入控（自費簿）等による日々の帳簿上額、材料費、仕入等）

○ 勤労に伴う以外の収入

配給、年金等の収入については、割り込まれた額や繰上決定額等を確認します。任意収入等についても、収入申告書徴取時に確認します。

生活保護受給中における「収入状況の把握」についてのスライドです。

・ 保護の開始後において、定期的に収入申告や資産申告書を徴取することについて、確認します。

54

(続き)

● 収入については、全額を収入として認定することが原則ですが、例外として、収入として認定しないものや、収入が控除されるものがあります。実施要領の「第9-3を参照しておきましょう。

● **収入認定除外について（主たる例）**

○ 国庫の金、国庫の金、国庫の金

- ・ 社会福祉協議会等から臨時に受取られた金銭で社会連帯収入認定することが適当でないもの
- ・ 出費、給付、給付等に際して領与される金銭で社会連帯収入認定することが適当でないもの

○ 自立更生のために使われるもの

- ・ 自立更生を目的とした奨学金又は他法他規による貸付金のうち、自立更生にあてられるもの
- ・ 奨学金等による補助金、奨学金、奨学金のうち、自立更生にあてられるもの
- ・ 高等学校等が就学しなから保護を受ける者のアルバイト等の収入のうち、
- 必要経費（高等学校等が就学しなから保護を受ける者のアルバイト等の収入のうち、必要経費を含む）や開きのない経費であって、就学のため必要最小限の額
- 就労中期間中に負する経費（自動車運転免許、大学等の受験料、入学金等）
- 必要経費が認められる場合

○ 特定の者に對しその障害等に起因し、精神的な慰謝料等の目的で支給されるもの

- ・ 地方公共団体のいわゆる慰謝料給付金 ほか

● **控除について（主たる例）**

○ 勤労控除、基礎控除、新形態労務、20歳未満控除等

【社会福祉料、所得税、労働組合費、通勤費等の勤労収入を算定するための控除に伴う必要経費】

※ 勤労収入が控除されているものも収入と見なされ、所得税（例：勤労収入控除費）

○ **その他の必要経費**

- ・ 出稼等により生ずる生活費や住宅費
- ・ 就労に伴う交通費

勤労控除は、控除に向けたインセンティブでもあり、要請等に丁寧に説明しましょう。

収入に係る「収入認定除外」「控除」についてのスライドです。

・ 収入は原則全額を認定することになりますが、自立更生を目的とした奨学金や保険金等のうち自立更生に充てられるものなど、一部の収入については、保護の実施機関の判断により収入として認定しない取扱いができます。

・ また、保護を受給しながら働いて就労収入を得た場合、一定額を勤労控除として収入から控除する仕組みが設けられています。勤労控除により、保護費と就労収入の総額は一定の範囲で増加することについて、生活保護を受給されている方に説明しておくことも就労意欲の喚起につながるものであり大切です。

・ こうした仕組みについては、生活保護手帳の第8「収入の認定」の「(3) 収入として認定しないものの取扱い」、「(4) 勤労に伴う必要経費」、「(5) その他の必要経費」を確認しておきましょう。

55

Ⅷ. 保護の開始

6. 返還・徴収

● 法第63条（返還）と法第78条（徴収）は、どちらも保護費の返還に関するものですが、第63条は、差戻の場合において責力があってもかわらず、保護を受けたとき発生した、不正の請求などにより保護費を受け、又は他人をして受けさせた者があつたときの規定で「不正受給」が対象です。

● 法第63条、法第78条のいずれも適用するが併用する場合にも、**ケース診断会議等**により組織的に検討し、判断しましょう（別冊第8 第13-1参照）。

両用の返還（法第63条）

- ・ 保護費が、差戻の場合において責力があってもかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支払った額超過又は増額を返す。すなわち、その超過した保護費に相当する金額の範囲において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。
- ▶ 法第63条の返還は、原則として当該責力を限度として受給した保護費の全額を返還するとすべきとされています。一方でその責力の範囲を超えて受給した保護費の全額を返還する場合は、**原則として受給した額の等**で返還額から控除して差し支えないとされています。保護費の認定、返還額等の決定で現場で行うのではなく、ケース診断会議等により実施機関の意思決定を行います（別冊第8 第13-5参照）。

両用の徴収（法第78条）

- ・ 不正の申請その他の不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があつたときは、保護費を支払った額超過又は増額の額は、その費用の額の全部又は一部を、その額から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

「保護費の返還・徴収」についてのスライドです。

・ 法第63条・法第78条による保護費の返還・徴収の違いについて理解します。

・ 法第63条の返還は、保護の実施機関の判断で、例外的に一定の範囲で返還額から控除して差し支えないとされています。

返還額の決定に当たっては、ケース診断会議等を通じて組織的に判断する必要があります。

<p>56</p>	<p>IV. 保護の開始 7. 受給者の権利と義務</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給した時の受給者の権利には、以下のものがあります。 <p>1. 不利益変更の禁止 (法第56条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。 <p>2. 公課禁止 (法第57条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保護者は、保護費及び遺学・就職準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。 <p>3. 差押禁止 (法第58条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保護者は、既に給与を受けた保護費及び遺学・就職準備給付金はこれらを受ける権利を失し押さえられることがない。 	<p>「生活保護を受給した時の受給者の権利と義務」についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 面接相談や保護開始時においては、1つひとつ分かりやすい言葉で丁寧に説明しましょう。 <p>(受給者の権利)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法第56条 不利益変更の禁止 正当な理由なく、保護費を削減されたり、生活保護が利用できなくなったりするようなことはありません。 法第57条 公課禁止、法第58条 差し押さえ禁止 受け取る保護費や保護の物品に関して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
<p>57</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給した時の受給者の義務には、以下のものがあります。 <p>1. 譲渡禁止 (法第59条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護又は扶養給付金を受給し又は遺学・就職準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。 <p>2. 生活上の義務 (法第60条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に努め、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他の生計の状況を適切に把握するとともに収入の節制を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。 <p>3. 届出の義務 (法第61条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保護者は、収入、支出その他の生計の状況について変動があったとき、又は居住費若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の保護費又は給付額にその影響を及ぼす可能性があるときは、保護費に該当する旨を報告しなければならない。 <p>4. 指示等に従う義務 (法第62条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保護者は、保護の開始後、法第二十七條第一項ただし書の規定により、保護費を控除額、差支額、日常生活支援給付金若しくはその他の種類の給付金に充当させられたり、若しくは本人の申請に基き、保護費若しくは給付金の一部を充当したとき、又は第二十七條の規定により、保護費に対し、必要な指示又は指示等に従う義務を負う。これに反しなければならない。 <p>5. 費用返還義務 (法第63条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保護者が、後述の場合において自力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支払った額を後述は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護費に相当する金額の範囲内において保護の開始後、返還しなければならない。 	<p>(受給者の義務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法第59条 譲渡禁止 保護を受ける権利などは、受給者ご自身にあるものです。他者にゆずりわたすことはできません。 法第60条 生活上の義務 働ける方はその能力に応じて、働いて収入を得るよう努め、病気やけがで働けない方は、病院を受診し治療に専念するなど、生活の維持向上の義務が設けられています。 法第61条 届出の義務 生活状況に変化があったときは、保護費の支給額の変更などが伴う場合がありますので、必ず報告をしていただくよう本人に伝えましょう。 (世帯状況の変化の例：住所変更、家族構成の変化、就職や離職、障害者手帳取得など) (収入状況の変化の例：給与や賞与、年金などの公的手当など) 法第62条 指示等に従う義務 福祉事務所から、これらの義務や生活保護を正しく利用するために必要な指示や指導を受けたときには、これを守っていただかなければなりません。

<p>61 中表紙</p> <p>V. 保護の停止・廃止</p>	<p>最後に、保護の停止・廃止の流れについて解説します。</p>
<p>62</p> <div data-bbox="268 309 687 600"> <p>V. 保護の停止・廃止</p> <p>1. 必要な手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護を必要としなくなった福祉事務所が判断した場合には、速やかに停止又は廃止を決定します。 保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など保護の廃止に伴い必要となる手続きのつなぎや、就労日の取得等の対応となる場合は発生します。 また、必要に応じて生活困窮者自立支援制度の「自立相談支援機関」等の関係機関につなぎます。 <p>保護の停止及び廃止 生活保護法第45条</p> <p>保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。第二十九条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をすることも、同様とする。</p> <p>ポイント：支給額から「辞退届」が出された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 「辞退届」は、本人の任意かつ適宜な意思に基づくものであることが必要であり、「辞退届」の提出を強制してはならないことには留意する必要があります。 本人が「保護を要する状態がある」と認めて提出した「辞退届」や、本人の意思によらない「辞退届」により、保護を廃止することはできません。 また、「辞退届」が本人の任意かつ適宜な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うにあたっては、本人から自立の回復を望んだり、ケース研修会議等に基づいたりして、慎重に判断する必要があります。 <p>※課長課10012-3「保護受給中の者から提出された「辞退届」の扱い」参照</p> </div>	<p>「保護の停止・廃止」に当たっての必要な手続きと留意点についてのスライドです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「停止」は、一時的に収入が最低生活費を上回るなどの事情により、「6ヶ月に満たない期間」で保護を要しないことが見込まれる場合に、「廃止」は、恒常的に収入が最低生活費を上回るなどの事情により、「6ヶ月以上の期間」で保護を要しないことが見込まれる場合などに行います。 停廃止に当たっては、国民健康保険への加入等の手続きや必要に応じて生活困窮者自立相談支援機関へのつなぎなどの支援を行います。 「辞退届」が出された場合の対応について、十分に理解することが必要です。本人の真摯な意思に基づくものであっても、今後の生活の見通しなどを把握し、ケース診断会議において組織的な判断が必要です。また、収入増加により保護の廃止となる場合には、辞退届ではなく、保護の要否判定を行った上で廃止を決定することが適切ですので、そのことについても説明します。
<p>63</p> <div data-bbox="268 1263 687 1559"> <p>まとめ</p> <p>本研修の獲得目標の再確認</p> <p>✓ 生活保護制度の原理・原則や運用の基本について理解し、その上でケースワーカーに求められる実務を理解する</p> <p>講師からのメッセージ</p> <p>(記事例)</p> <p>ここまで生活保護の基本的な実務について学びました。</p> <p>日頃の業務を行う中で、今回研修で学んだことを振り返りながら生活保護制度の意義・目的、保護の実施要領等を踏まえた実務の実施に努めましょう。</p> <p>対応に悩んだときには、上司や同僚への相談やケース診断会議に回るなど組織として判断しましょう。</p> </div>	<p>本研修の獲得目標を再確認し、講師よりメッセージを伝えます。</p> <p>研修の締めくくりとして、講師から特に伝えたいポイントやメッセージを記載しておきましょう。</p>
<p>64</p> <div data-bbox="268 1603 687 1895"> <p>獲得目標の確認と振り返り</p> <p>獲得目標の達成度</p> <p>「はじめて」を得意言葉にしましょう</p> <p>▶ 達成度 → 達成！ ・ まあまあ達成！ ・ もう少し！ ・ いないぞ！</p> <p>▶ なぜそう思ったのか？理由を書いてみましょう</p> <p>すべてよかったこと・もっと知りたいこと</p> <p>明日からの仕事に活かしたいこと</p> </div>	<p>獲得目標に対する達成度を自己評価してもらいます。</p> <p>「学べてよかったこと・もっと知りたいこと」は、次回以降の研修企画や講師の教え方の検討に生かしていきましょう。</p>

出典・参考図書・文献

【本研修教材作成に用いた資料】

- ・ 『生活保護手帳 2024年度版』 中央法規出版。
- ・ 『生活保護手帳 別冊問答集 2024年度版』 中央法規出版。
- ・ 国立市『生活保護さほのき』、令和6年1月版。
- ・ 厚生労働省『生活保護の申請について、よくある誤解』（最終閲覧日：令和7年3月27日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukusohi_kango/seisakuhogoo/seisakuhogooqaga.html
- ・ 厚生労働省『資料』生活困難者自立支援制度と派遣業務の連携のあり方等について』『社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第17回）』、令和4年7月29日。（最終閲覧日：令和7年3月27日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27133.html
- ・ 『改訂増補 生活保護法の解釈と運用（複数版）』（紙版）』社会福祉法人全国社会福祉協議会、2021年4月。
- ・ 厚生労働省社会・援護局保護課長通知『保護の実施機関における訪問基準の作成について』社保保発0331第4号、平成27年3月31日。

参考文献について紹介します。

教材を加筆する際、ここにはない参考文献から引用・参照した場合は、【教材作成に用いた資料】に適宜追記してください。

その他業務に参考になる、講師オススの図書・文献があれば【参考図書・文献】に適宜追記してください。

No. 2-2 生活保護手帳の使い方

■研修の獲得目標

「生活保護手帳」「別冊問答集」の位置づけ・構成・利用する際の留意点を理解し、日常業務で活用できるようになる

■所要時間の目安

1 時間程度

※講師・受講者の業務の状況等に応じて、柔軟に時間の設定をしてください。

■必要な準備

生活保護手帳・別冊問答集

「まとめ」スライドの「講師からのメッセージ」

ワークが実施しやすい（受講者同士が話しやすい）座席配置

■この研修で行うワーク

- ① 「生活保護手帳」や「別冊問答集」をどのように活用していますか？
- ② 生活保護手帳を用いた収入認定の演習

研修の進行例

頁	スライド画像	(講師向け) 解説のポイント
0	表紙	略(他の教材と同様)
1	目次	略(他の教材と同様)
2	本研修の獲得目標を確認する	略(他の教材と同様)
3	ワークを行う上での留意点	略(他の教材と同様)
4	I. 「生活保護手帳」について	略
5	ワーク①	・「生活保護手帳」や「別冊問答集」をどのように活用しているかについて、2～4人のペア・グループで自由に話し合ってもらいましょう。 ・テーマは適宜変更していただいてもかまいません。
6-7	1. 生活保護手帳の位置づけ 2. 生活保護手帳の構成	・生活保護手帳の位置づけと構成を説明します。
8	3. 「生活保護実施の態度」	・生活保護手帳の冒頭「生活保護実施の態度」の7項目を記載しています。手帳には各項目の内容について詳細に記載されています。機会を見つけて読んでいただけるよう伝えましょう。
9	II. 「保護の実施要領」について	略

10-11	1.「保護の実施要領」の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・「保護の実施要領」の構成を記載しています。厚生労働省告示・次官通知・局長通知・課長通知のそれぞれの違いを説明します。
12-16	2.「保護の実施要領」を利用する際の留意点① 参考：次官通知と局長通知の対応関係（収入認定） ワーク②	<ul style="list-style-type: none"> ・保護の実施要領を利用する際の留意点①です。実施要領の読み方を説明するとともに、「生活保護関連法令通知集」があることも伝えます。 ・特に留意すべき点として2つを挙げています。実施要領を実際に見てもらい、小項目間のつながりを理解してもらえよう伝えます。 ・また、スライド13から15では、実施要領を用いた演習を行います。実際に手帳を読み、考えてもらってください。講師の方が実施要領の読み方に悩んだ経験があれば、ぜひそれを演習問題として出題してください。 ・スライド16は次第8-3と局第8-1の対応関係を整理したものになります。
17	3.「保護の実施要領」を利用する際の留意点②	<ul style="list-style-type: none"> ・保護の実施要領を利用する際の留意点の②を記載しています。記載内容を慎重に解釈・判断する必要があることを説明します。
18-22	Ⅲ.「医療扶助運営要領・介護扶助運営要領」について	<ul style="list-style-type: none"> ・「医療扶助運営要領」と「介護扶助運営要領」の構成と留意点を説明します。
23-26	Ⅳ.「生活保護別冊問答集について」	<ul style="list-style-type: none"> ・「別冊問答集」の位置づけ、構成、留意点を記載しています。「保護の実施要領関係」の問答は保護の実施要領と同じ分類で章立てされていることを説明してください。また、保護の実施要領等には全く規定されていない事柄についての問答も掲載されている（第13の他）ことも重要です。 ・「生活保護問答集について」も、是非目を通してもらってください。
27	Ⅴ. 調べてもわからない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「調べてもわからない場合について」解説しています。この研修を通して、「わからない場合にはどうすべきか」について、確認し合う機会を設けていただくのもよいかもしれません。
28	まとめ	略（他の教材と同様）
29	獲得目標の確認と振り返り	略（他の教材と同様）
30	出典・参考図書・文献	略（他の教材と同様）

3. 相談援助・支援に関する知識・技術

No. 3-1 生活保護業務における面接相談

■研修の獲得目標

面接相談の目的、「主訴とニーズ」、面接のための援助技法を学び、日常業務に活かす

■所要時間の目安

1 時間程度

※講師・受講者の業務の状況等に応じて、柔軟に時間の設定をしてください。

■必要な準備

(必要に応じて) 生活保護手帳・別冊問答集

「まとめ」スライドの「講師からのメッセージ」

ワークが実施しやすい(受講者同士が話しやすい) 座席配置

■この研修で行うワーク

- ① 面接相談の時に気を付けていること
- ② Aさんの「主訴」と「ニーズ」は？
- ③ 自分が困って誰かに相談する時…

👤 研修の進行例

頁	スライド画像	(講師向け) 解説のポイント
0	表紙	略(他の教材と同様)
1	目次	略(他の教材と同様)
2	本研修の獲得目標を確認する	略(他の教材と同様)
3	ワークを行う上での留意点	略(他の教材と同様)
4	I. 面接相談について	略
5	1. 生活保護業務における主な面接相談の場面	・本編に入る前に、今回のテーマである「生活保護における面接相談」が、業務のどこに位置するかを確認しておきましょう。
6-13	2. 面接相談の目的・心構え ワーク①	・面接相談の目的や、面接の心構え等について記載しています。面接相談に「やりづらさ」を感じる、「とりあえずこなす」状態にならないよう、受講者の皆さんには、「面接の目的」を、しっかり理解してもらってください。面接の目的を理解した上で、「面接の心構

		<p>え」を養っていただけるとよいでしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークでは、面接相談の時に気を付けていることについて、受講者同士で自由に話し合い、共有します。 ・特に後掲の「ストレングスの視点」は、面接相談を行う上で欠かすことのできないものです。ぜひ、「相談者の持つ力」に着目して支援を進めていくことの大切さを講師の方より伝えてください。
14-17	ワーク②	<ul style="list-style-type: none"> ・本研修の獲得目標にも「主訴」という言葉が出てきます。スライド14-17では、Aさんの事例を通して「主訴」と「ニーズ」が何かを考えてもらいます。 ・時間に余裕があれば、受講者の皆さんに、Aさんの「主訴」「ニーズ」がそれぞれどういうものか、意見を出していただいてもよいかもしれません。
18	Ⅱ. 面接相談の援助技術について	略
19	ワーク③	略（「ワークを行う上での留意点」に沿って進めます）
20-23	<p>バイステックの7原則</p> <p>1. 面接をよりよいものにするために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・面接相談をよりよいものにするために、CWの皆さんが留意しておきたいことを挙げています。 ・スライド20では、援助関係を形成するにあたり参考となる「バイステックの7原則」について紹介しています。この他にも、講師の方が援助関係を形成するにあたり気を付けていることや、参考にしている技法等があれば紹介してください。
24-25	2. 具体的な面接技法	<ul style="list-style-type: none"> ・相談面接において活用可能な技術を記載しています。 ・ここで紹介しているものだけが正解ではないということについてご留意ください。CWの皆さんが日々の実践の中で獲得していく技術もあるでしょう。また、講師の方が「特にこれは大切だ」と思う技術があれば教材に加筆いただき、受講者の皆さんに紹介してください。
26-27	3. 面接を始める前に	<ul style="list-style-type: none"> ・面接をよりよいものにするために、自分自身のコンディションを確認し、面接の準備をすることを伝えます。 ・不安がある際には、1人で抱え込まず、同僚や上司に相談するよう伝えていきましょう。
28	まとめ	略（他の教材と同様）
29	獲得目標の確認と振り返り	略（他の教材と同様）
30	出典・参考図書・文献	略（他の教材と同様）

No. 3-2 訪問調査

■研修の獲得目標

訪問調査の目的・重要性・訪問調査時の留意点等を理解し、日常業務に活かす

■所要時間の目安

1 時間程度

※講師・受講者の業務の状況等に応じて、柔軟に時間の設定をしてください。

■必要な準備

(必要に応じて) 生活保護手帳・別冊問答集

「まとめ」スライドの「講師からのメッセージ」

ワークが実施しやすい(受講者同士が話しやすい) 座席配置

■この研修で行うワーク

- ① 訪問調査で意識していること、難しいと感じていること

📄 研修の進行例

頁	スライド画像	(講師向け) 解説のポイント
0	表紙	略(他の教材と同様)
1	目次	略(他の教材と同様)
2	本研修の獲得目標を確認する	略(他の教材と同様)
3	ワークを行う上での留意点	略(他の教材と同様)
4	I. 訪問調査について	略
5	1. 生活保護業務における訪問調査	・本編に入る前に、今回のテーマである「生活保護における面接相談」が、業務のどこに位置するかを確認しておきましょう。
6-9	2. 訪問調査とは?	・訪問調査の目的について記載しています。ケースワーカーの日々の実践において、「訪問調査」はその大部分を占める業務となります。その目的について、実施要領に基づき説明します。 ・特にここでは、受講者の皆さんに対して「訪問調査の目的を明確にする」ことの重要性をしっかりと説明するようにしてください。
10-12	3. 留意点・確認すべき事項	・家庭訪問を行う際の留意点や、訪問時に確認すべきことについて説明します。 ・スライド11では「将来に向けた希望」という視点を挙

		げています。現在の視点だけでなく、未来に向けた視点も含め訪問調査が実施されることが望まれます。スライド12では、このことを補足しています。
13	Ⅱ. よりよい訪問調査にむけて	略
14	ワーク	略（「ワークを行う上での留意点」に沿って進めます）
15-17	1. 「困ったな」と感じたときに	<ul style="list-style-type: none"> ・スライド15-17では、ケースワーカーの方が、訪問調査で「困ったな」と感じると思われるシチュエーションと、そのことに対するアドバイスを例示しています。 ・ここで挙げたものの他にも、「困ったな」と感じるシチュエーションや、そういった時に有効であると考えられる方法があれば、受講者の皆さんから意見を募る、教材に加筆して講師の方から紹介するなどして、ノウハウの共有を図ってみてください。
18	まとめ	略（他の教材と同様）
19	獲得目標の確認と振り返り	略（他の教材と同様）
20	出典・参考図書・文献	略（他の教材と同様）

No. 3-3 アセスメントと援助方針の策定

■研修の獲得目標

援助方針策定時の留意点とストレングス視点の重要性を学び、日常業務に活かす

■所要時間の目安

1 時間程度

※講師・受講者の業務の状況等に応じて、柔軟に時間の設定をしてください。

■必要な準備

(必要に応じて) 生活保護手帳・別冊問答集

「まとめ」スライドの「講師からのメッセージ」

ワークが実施しやすい(受講者同士が話しやすい) 座席配置

■この研修で行うワーク

- ① 適切な課題分析に向けて
- ② 援助方針の策定に向けて
- ③ スtrenグス視点を踏まえた援助方針の策定

研修の進行例

頁	スライド画像	(講師向け) 解説のポイント
0	表紙	略(他の教材と同様)
1	目次	略(他の教材と同様)
2	本研修の獲得目標を確認する	略(他の教材と同様)
3	ワークを行う上での留意点	略(他の教材と同様)
4	I. 援助方針の策定について	略
5	1. 生活保護業務における援助方針の策定	・本編に入る前に、今回のテーマである「援助方針の策定」が、業務のどこに位置するかを確認しておきましょう。
6-9	2. 援助方針とは？	<ul style="list-style-type: none"> ・スライド6では、援助方針について、別冊問答集でどのように書かれているかを確認します。「課題を解決するために働きかける事項」であることと、「援助方針と支援方針」の違いなどを説明しましょう。 ・スライド7では、援助方針の策定について、実施要領でどのように書かれているかを確認します。要保護者に説明し理解を得るよう努めることや、適切な見直しを行うことなどが必要である点を説明しましょう。

		<ul style="list-style-type: none"> ・スライド8では、援助方針が、生活保護法の目的を達成するために策定するものであることを説明します。「最低限度の生活の保障」「自立の助長」の両面を考慮して策定することが重要です。 ・スライド9では、援助方針策定のタイミングについて、実施要領に沿って確認しておきましょう。
10	3. 適切な援助方針を策定するために	<ul style="list-style-type: none"> ・別冊問答集に記載されている、援助方針策定の留意点です。
11	II. アセスメントについて	略
12	1. アセスメントとは？	<ul style="list-style-type: none"> ・援助方針の策定にあたり必要となる、アセスメント（事前評価）の説明をします。 ・「アセスメント」は、特に新任CWの皆様には耳慣れない言葉かもしれませんが、関係機関との会議等に出席するとよく耳にする言葉です。仕事をスムーズに進められるようになるので、ぜひこの機会に覚えておくよう、伝えておきましょう。
13-16	ワーク①	<ul style="list-style-type: none"> ・スライド13のAさんの事例をもとに、どのようなことを確認したいか、受講者の皆さんに考えてもらってください。 ・スライド14-16の解説をもとに、アセスメントに当たってどのような意識・姿勢を持つべきかを説明してください。個人で記入した後は、受講者同士で共有してもらいましょう（以降同様です）。
17-19	ワーク②	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんの事例の続きをもとに、どのような援助方針を検討するか、受講者の皆さんに考えてもらいましょう。 ・スライド18では、本人にとって重要な課題（本人から見えている世界）は何か、本人の思いや考え、希望を聞くことの大切さを伝えています。そのことが、本人が主体的に取り組める「援助方針」の策定につながります。
20-26	ワーク③	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんの事例の続きをもとに、Aさんにどのようなストレンクスがあるか検討します。スライド21では、ストレンクス視点の解説をしていますので、ワークの前に伝えておきましょう。スライド23で、Aさんのストレンクスを例示しています。 ・スライド24では、Aさんのストレンクスをふまえ、①中長期の援助目標、②短期の援助目標、③援助方針を考えましょう。援助方針は、②の短期目標を達成する

		<p>ために、本人と福祉事務所が取り組むことです。スライド25にて例示しています。</p> <p>※このワークは援助方針策定の一つの方法を示しているにすぎません。この他にもポイントや策定方法があると考えられます。これまでの都道府県・指定都市本庁研修や所内研修の内容もふまつつ、研修の進め方を検討し、適宜スライドを修正してください。</p>
27	2. アセスメント時のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントが、法の目的である「最低限度の生活の保障」と「自立の助長」を目指した援助方針を策定するためのものであることをもう一度確認します。 ・相談者や受給者がおかれている状況や、生活困窮に至るプロセスはそれぞれ異なります。調査は、個々の事情を踏まえ、工夫しながら進めていきましょう。
28-31	「家族関係図」と「社会資源関係図」	<ul style="list-style-type: none"> ・課題分析のためのツールとして、家族関係図（ジェノグラム）や社会資源関係図（エコマップ）があります。スライド29および31は、支援している世帯や受講者自身をイメージしながら、記入してみましょう。 <p>※ジェノグラムやエコマップは、すべての福祉事務所において作成されているものではなく、また書き方も様々です。所定の書き方がある場合には、それに従い修正してください。</p>
32-33	まとめ	略（他の教材と同様）
34	獲得目標の確認と振り返り	略（他の教材と同様）
35	出典・参考図書・文献	略（他の教材と同様）

4. 対象者の適切な理解に基づく支援（テーマ別）

No. 4-1 から No. 4-5①までの教材では、後半に事例検討を設けています。教材に記載しているのは見本の事例です。こちらを使って練習していただいても、日々の支援において「困ったな」と感じている事例を、このフォーマットを使って検討していただいてもかまいません。

以下にて、事例検討の進め方を紹介します。これはあくまで一例なので、進めやすい方法で実施してください。

（1）「事例検討を行う上での留意点」を共有する

ワークを取り入れている研修教材には「ワークを行う上での留意点」についてのスライドがあります。これが基本的なルールにはなりますが、他にも重要だと思われるものがあれば、適宜追加してください。

例えば、事例検討の場合は以下のようなものも考えられます。

- ・事例を提出した人が抱えている悩み・経験に対して、ねぎらう気持ちをもつ
- ・事例の理解を深め、自分事として検討できるよう、積極的に質問する
- ・援助方針の策定に当たっては、事例提供者にとっても、受給者本人にとっても実現可能な内容を検討する（「多数決」や一方的な「こうあるべき」論で方向性を決めない） 等

▼研修教材スライド ワークを行う上での留意点

ワークを行う上での留意点

本教材は、受講者のみなさん同士で意見交換をする「ワーク」を取り入れています。ワークを意義ある時間にするために、以下のルールを守りましょう。

批判しない

- ・「思ったこと」を率直に、自由に話し合う上で大切なルールです。
- ・ネガティブな意見や、「理解できない…」と感じる意見が出てきたとしても、それを頭ごなしに否定はせず、まずはその意見をそのまま受け止めましょう。


みんなの意見を聞く

- ・限られた研修時間を有効に活用するために、参加している人全員が発言の機会を持てるようにしましょう。

聞いたこと、話したことはこの場限りで

- ・安心して話せる場を作るために大切なルールです。
- ・誰かに共有したいと感じたよい話があれば、講師や本人に相談しましょう。

皆さんの仕事においても、重要な視点ですね。



(2) 事例検討のステップ

事例検討のステップは以下の通りです。

事例検討を開始する前に、全員で確認・共有しておきましょう。

※STEP1～5の全てで、受講者各自で記入したのち、共有します。

◆事前準備（事例の概要の作成）

- ・事例提供者が、検討したい事例の情報を分かる範囲で記入しておきます。
- ・例題を用いる場合は、教材において既に記入されているものをご利用ください（検討用に適宜編集していただいて差し支えありません）。

STEP1：主の課題を分析する

- ・「事例の概要」を各自で読み、主や世帯員がどのような課題があるか考えていきます。主以外の世帯員がいれば、世帯員も含めて考えていきます。

STEP2：主のストレングスを考える

- ・課題の解決にあたり、主のもつ強みやよいところ（ストレングス）を挙げていきます。「①性質・性格」「②技能・才能」「③環境」「④関心・願望」の4つの分類で考えますが、イメージが難しければ、「ストレングスの例」をご参照ください。

STEP3：主の課題の背景にあるものを考える～冰山モデル～

- ・主のおかれている状況や背景に目を向けられるよう、「生活困窮の冰山モデル」を使って、STEP1で書き出した「主の課題」の背景にあるものを考えます。

STEP4：(改めて) 主の課題を分析する

- ・STEP1～3の結果を踏まえ、改めて主の課題を分析していきます。
- ・STEP1で「主が抱える課題」を書き出したシートに、「課題の背景にあると思われるもの」を付箋に書いて貼り付け、解決すべき課題を焦点化していきます。

STEP5：課題解決の方法を検討する～援助方針の策定～

- ・課題分析の結果を踏まえ、援助方針を策定していきます。
- ・すぐに援助方針を立てるのではなく、中長期あるいは短期の目標（希望）を明確にし、そこから逆算して具体的な取組（援助方針）を考えていきましょう。



事例検討を深めるために

教材「No. 3-3 アセスメントと援助方針の策定」で紹介している「社会資源関係図（エコマップ）」を、STEP1と2の間に描いてみるのもひとつの方法です。

No. 4-1 認知症のある方への支援

■研修の獲得目標

認知症についての基本的な知識を学び、支援にあたっての姿勢を理解する

■所要時間の目安

2時間程度

※講師・受講者の業務の状況等に応じて、柔軟に時間の設定をしてください。

事例検討を行う際は、時間に余裕をもって実施してください。

■必要な準備

「まとめ」スライドの「講師からのメッセージ」

ワークが実施しやすい（受講者同士が話しやすい）座席配置

付箋※事例検討を行う場合

事例検討を行う場合、記載例スライド 23, 26, 29, 31, 33 は講師の手持ち資料とし、別途配布するなどのアレンジをしていただいてもかまいません。

■この研修で行うワーク

① 認知症のある方への支援で難しさを感じる場面は？

📄 研修の進行例

頁	スライド画像	(講師向け) 解説のポイント
0	表紙	略(他の教材と同様)
1	目次	略(他の教材と同様)
2	本研修の獲得目標を確認する	略(他の教材と同様)
3	ワークを行う上での留意点	略(他の教材と同様)
4	I. 認知症について	略
5-6	1. 認知症とは？	<ul style="list-style-type: none">・ 認知症の定義と、主な種類について、データも確認しながら説明します。・ 令和4年度の推計結果では、65歳以上の高齢者の3人に1人が、認知機能にかかわる症状があるとされています。
7	2. 若年性認知症とは？	<ul style="list-style-type: none">・ 65歳未満で認知症を発症した場合「若年性認知症」といいます。本人が現役世代であるため、認知症になって職を失うなどが発生すると、経済的にも精神的にも大きな負担を強いられてしまいます。・ 65歳未満の方も認知症になる場合があるということ

		について、理解しておきましょう。
8	3. 「加齢によるもの忘れ」との違い	・「認知症」と「加齢によるもの忘れ」の違いについて確認しておきます。
9	4. 認知症の初期症状	・スライド8と関連して、「認知症」早期発見のめやすについて説明します。もし、受講生の皆様が担当している世帯の方にこうした言動が複数ある場合は、できるだけ早めに専門医や専門家に相談する必要があることを伝えておきましょう。
10	Ⅱ. 認知症のある方への支援にあたって	略
11	ワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症のある方への支援で難しさを感じる場面について、受講者同士で話していただきます。 ・講師や2年目以降の受講者に、経験談を話していただくことも考えられます。 ・認知症のある方を担当していない場合は、「認知症について思うこと」など、テーマを適宜変更していただいてもかまいません。
12-13	1. 新しい認知症観	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症基本法」の概要を説明します。 ・重要なのは、スライド12の中央に記載している考え方です。認知症のある方への支援にあたってのポイントなので、ここで確認しておきましょう。
14-15	2. 本人の意思に寄り添った支援	・厚生労働省において平成30年に策定した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」に沿って、「認知症の人の特性を踏まえた意思決定支援の基本原則」や「意思決定支援のプロセス」の趣旨について説明します。
16	3. 主な連携・相談先	・CWが、認知症に関することで相談・連携できる専門機関や支援機関について説明します。現在関わりの深い機関等があれば、このタイミングで受講者に周知しておきましょう。また、不安を感じたら早めに相談する必要があることを伝えましょう。
17	4. 認知症のある方の参加・活躍の場	・スライド12でふれた通り、認知症になったら何もできなくなるわけではありません。認知症のある方の参加・活躍の場は、社会資源の1つとして、情報収集しておきましょう。
18	5. 援助方針策定にあたってのアセスメントの観点	・研修教材「No. 2-1 生活保護の基本的な実務」から引用しています。認知症のある方においても、近隣住民

		との交流や社会活動への参加状況などをアセスメントし、活用可能な社会資源を紹介していく視点が大切です。
19	Ⅲ. 事例検討で深める！認知症の疑いのある方への支援	・ここからは、「認知症の疑いのある方への支援」について、事例検討を通じて理解を深めていきます。
20	事例検討のプロセス	・はじめに、事例検討のプロセスを確認しましょう。 ・ここでもう一度、スライド3「ワークを行う上での留意点」に戻り、ルールを確認してもよいでしょう。
21	事前準備：検討したい事例の概要	・検討する事例の概要です。まずは一読して、状況を把握しましょう。
22-23	STEP1：主の課題を分析する	・事例を読み、主にはどのような課題があるか考えてみましょう。主以外の世帯員がいれば、世帯員も含めて考えてみましょう。 ・このとき、「3つの自立」（日常生活・社会生活・経済）の観点で考えてみることも有効です。 ・各自で記入が終わったら、受講者同士で共有します（以降同じ）。 ・スライド23は記入例です。
24-26	STEP2：主のストレングスを考える	・次に、事例の主のストレングスを考えます。先にスライド24でイメージをふくらませながら、スライド25に書き出していきます。
27-29	STEP3：主の課題の背景にあるものを考える～冰山モデル～	・研修教材「No.1 生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え」でも学んだ「冰山モデル」を使って、主のおかれている状況や背景などの見えにくい部分に着目していきます。 ・スライド27で考え方を説明したのち、スライド28に記入してもらいます。スライド29は記入例です。
30-31	STEP4：(改めて) 主の課題を分析する	・主のストレングスと主の課題の背景にあるものを踏まえ、改めて主の課題を分析します。 ・新たに見つけた課題や、課題の背景にあるものを付箋に書いて、STEP1のシートに貼り付けていきます。 ・スライド31は記入例です。
32-33	STEP5：課題解決の方法を検討する～援助方針の策定～	・課題分析の結果を踏まえ、援助目標と援助方針を考えます。先に援助目標を明確にした上で、援助方針を考えます。 ・スライド33は記入例です。
34-40	参考資料：枠組み	・事例検討の枠組みをつけています。日々の業務の中で「今後どのように支援していけばよいだろう？」と感

		じている事例についても、この枠組みを活用いただき 検討してみてください。
41	まとめ	略（他の教材と同様）
42	獲得目標の確認と振り返り	略（他の教材と同様）
43	出典・参考図書・文献	略（他の教材と同様）

No. 4-2 依存症の方への支援

■研修の獲得目標

依存症についての基本的な知識を学び、支援にあたっての姿勢を理解する

■所要時間の目安

2時間程度

※講師・受講者の業務の状況等に応じて、柔軟に時間の設定をしてください。

事例検討を行う際は、時間に余裕をもって実施してください。

■必要な準備

「まとめ」スライドの「講師からのメッセージ」

ワークが実施しやすい（受講者同士が話しやすい）座席配置

付箋※事例検討を行う場合

事例検討を行う場合、記載例スライド 29, 32, 35, 37, 39 は講師の手持ち資料とし、別途配布するなどのアレンジをしていただいてもかまいません。

■この研修で行うワーク

- ① やめられないと思うこと、それが有害だと言われたら

📄 研修の進行例

頁	スライド画像	(講師向け) 解説のポイント
0	表紙	略(他の教材と同様)
1	目次	略(他の教材と同様)
2	本研修の獲得目標を確認する	略(他の教材と同様)
3	ワークを行う上での留意点	略(他の教材と同様)
4	I. 依存症の種類とその特徴について	略
5-7	1. 依存症ってなに?	<ul style="list-style-type: none">・依存症の定義について説明します。依存症は、本人の意思の強弱や性格の問題でなるわけではなく、誰でもなる可能性があること、また適切な相談や治療により、自分らしい日常生活を取り戻すことができることを確認しておきましょう。・スライド6では主な依存症の種類を、スライド7では「依存のかたち」を説明します。
8-9	2. どうしてやめられないのか	<ul style="list-style-type: none">・依存症は、脳の病気(不調)であることから、自らコントロールできないという特徴があります。スライド

		9では、離脱症状について説明します。
10	3. 依存症は身近なもの	・依存症患者数の傾向について確認します。外来患者数は増加傾向にあり、依存症は誰にでも起こり得る、身近なものであることを理解しておくことが必要です。
11	II. 依存症の方への支援にあたって	略
12	ワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症は身近なものであることを踏まえ、「自分事」に置き換えて考えて、受講者同士で話していただくワークです。 ・講師や2年目以降の受講者に、経験談を話していただくことも考えられます。 ・テーマは適宜変更していただいてもかまいません。
13-17	1. 支援にあたっての基本的な考え方・観点	<ul style="list-style-type: none"> ・スライド13では、依存症について「孤独の病気」「否認の病気」であることを説明します。なぜ治療しなければならないのか、本人に自覚してもらうことにも時間がかかります。講師や受講者に、依存症の方の支援を経験した方がいれば、その時のエピソードも交えていただいてもよいかもしれません。スライド14では、具体的な注意点を確認しておきます。 ・スライド16～17では、アルコール依存症の方を例に、アセスメントのポイント、また支援時の留意点を説明します。 ・スライド18では、ここまでの内容を振り返ります。CWとしては、関係機関との適切な連携を心がけることが大切であることを伝えましょう。
18-20	2. 主な連携・相談先	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症の方への支援にあたり、主な連携先となる機関等について確認していきます。 ・現在関わりの深い機関等があれば、このタイミングで受講者に周知しておきましょう。
21	3. 援助方針策定にあたってのアセスメント時の観点	・スライド22は、研修教材「No. 2-1 生活保護の基本的な実務」から引用しています。依存症のある方においても、近隣住民との交流や社会活動への参加状況などをアセスメントし、活用可能な社会資源を紹介していく視点が大切です。
22-24	参考① 参考②	・依存症の方は、金銭管理や家計改善が必要な状態にある場合もあります。被保護者家計改善新事業を実施している場合は、ここで受講者に周知しましょう。

		<ul style="list-style-type: none"> ・スライド25では、国としての依存症対策の全体像です。参考情報として、確認しておきましょう。
25-46	Ⅲ. 事例で深める！依存症の方への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ここからは、「依存症の方への支援」について、事例検討を通じて理解を深めていきます。 ・検討のプロセスは共通のため、「No. 4-1 認知症のある方への支援」をお目通しのうえ、実施してください。
47	まとめ	略（他の教材と同様）
48	獲得目標の確認と振り返り	略（他の教材と同様）
49	出典・参考図書・文献	略（他の教材と同様）

No. 4-3 ひきこもり状態にある方への支援

■研修の獲得目標

ひきこもり状態にある方の状態像を学び、支援にあたってのポイントを理解する

■所要時間の目安

2時間程度

※講師・受講者の業務の状況等に応じて、柔軟に時間の設定をしてください。

事例検討を行う際は、時間に余裕をもって実施してください。

■必要な準備

「まとめ」スライドの「講師からのメッセージ」

ワークが実施しやすい（受講者同士が話しやすい）座席配置

付箋※事例検討を行う場合

事例検討を行う場合、記載例スライド 30, 33, 36, 38, 40 は講師の手持ち資料とし、別途配布するなどのアレンジをしていただいてもかまいません。

■この研修で行うワーク

- ① ひきこもり状態にある方への支援で難しさを感じる場面は？

📄 研修の進行例

頁	スライド画像	(講師向け) 解説のポイント
0	表紙	略(他の教材と同様)
1	目次	略(他の教材と同様)
2	本研修の獲得目標を確認する	略(他の教材と同様)
3	ワークを行う上での留意点	略(他の教材と同様)
4	I. 「ひきこもり」について	略
5	1. ひきこもり状態にある方の割合	・いわゆる「ひきこもり」状態にある方の割合をデータで確認します。
6	2. ひきこもり支援の変遷	・ひきこもり支援の変遷を通じて、「ひきこもり」状態にある方の考え方について確認します。また、「ひきこもり支援ハンドブック」について周知します。
7	3. ひきこもり支援対象者の考え方	・スライド7では、ひきこもり支援における対象者について改めて確認します。
8	ワーク	・ひきこもり状態にある方への支援の場面で感じる難しさについて、受講者同士で話していただきます。 ・講師や2年目以降の受講者に、経験談を話していただ

		<p>くことも考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマは適宜変更していただいてもかまいません。
9	Ⅱ. ひきこもり状態にある方への支援にあたって	略
10	1. ひきこもり支援の目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援において目指すべき姿について確認していきます。 ・本人の尊厳や主体性、自尊感情を回復する「自律」のプロセスを、本人と支援者が共有しながら一歩ずつ進むことを目指します。本人が望む未来を具体的に描けるよう、共に考え、選択しやすい情報提供に努めるなど丁寧なサポートが必要であることを伝えます。
11	2. 支援を行う前提となる3つの価値	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり状態にある方を支援するにあたっての共通基盤である「価値」を確認します。
12-18	3. 支援者として求められる姿勢と支援にあたっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・『ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～』で紹介されている、「支援者として求められる4つの姿勢と6つの留意点」について確認しておきましょう。
19-22	4. ひきこもり支援の主な連携・相談先	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり状態にある方への支援にあたり、主な連携先となる機関等について確認していきます。 ・現在関わりの深い機関等があれば、このタイミングで受講者に周知しておきましょう。
23-25	5. ひきこもり支援の際のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・スライド24は、研修教材「No. 2-1 生活保護の基本的な実務」から引用しています。また、スライド25ではひきこもり状態にある方への支援場面への対応など、支援に役立つ情報が整理されているものを掲載しています。適宜紹介してください。
26-47	Ⅲ. 事例で深める！ひきこもり状態にある方への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ここからは、「ひきこもり状態にある方への支援」について、事例検討を通じて理解を深めていきます。 ・検討のプロセスは共通のため、「No. 4-1 認知症のある方への支援」をお目通しのうえ、実施してください。
48	まとめ	略（他の教材と同様）
49	獲得目標の確認と振り返り	略（他の教材と同様）
50	出典・参考図書・文献	略（他の教材と同様）

No. 4-4 子どものいる世帯への支援

■研修の獲得目標

子どものいる世帯の特徴や基本的な知識を学び、支援にあたっての考え方や姿勢を理解する

■所要時間の目安

2時間程度

※講師・受講者の業務の状況等に応じて、柔軟に時間の設定をしてください。
事例検討を行う際は、時間に余裕をもって実施してください。

■必要な準備

「まとめ」スライドの「講師からのメッセージ」

ワークが実施しやすい（受講者同士が話しやすい）座席配置

付箋※事例検討を行う場合

事例検討を行う場合、記載例スライド 31, 34, 37, 39, 41 は講師の手持ち資料とし、別途配布するなどのアレンジをしていただいてもかまいません。

■この研修で行うワーク

- ① 子どものいる世帯への支援で難しさを感じる場面は？

📄 研修の進行例

頁	スライド画像	(講師向け) 解説のポイント
0	表紙	略(他の教材と同様)
1	目次	略(他の教材と同様)
2	本研修の獲得目標を確認する	略(他の教材と同様)
3	ワークを行う上での留意点	略(他の教材と同様)
4	I. 子どものいる世帯の状況について	略
5-9	1. 子どものいる世帯が抱えている悩み	<ul style="list-style-type: none">・生活保護世帯の保護者・子どもの困りごとや悩んでいること、相談したいことについて、調査結果で確認していきます。・子どものいる世帯では、子どもの課題と親自身の課題が混在(複合化)していることもあるため、それぞれの課題を理解・整理することが大切であることを伝えます。・スライド9では、ヤングケアラーの説明をします。支

		援にあたっては、市区町村のこども家庭センターまたは児童福祉担当部署等と連携することを伝えます。
10	ワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものいる世帯への支援で難しさを感じる場面について話していただくワークです。 ・講師や2年目以降の受講者に、経験談を話していただくことも考えられます。 ・テーマは適宜変更していただいてもかまいません。
11	Ⅱ. 子どものいる世帯への支援にあたって	略
12	1. こども施策の基本理念「こども基本法」	・令和5年4月に施行された「こども基本法」の概要を説明します。子どもに対する支援において基本となる考え方なので、ここで理解をしておきましょう。
13-17	2. 生活保護受給者に対する「子どもの貧困」主な施策	・スライド13は、研修教材「No. 2-1 生活保護の基本的な実務」から引用しています。これらの情報を理解し、子どものいる世帯にしっかり届けていくことが大切です。
18-20	3. 主な連携・相談先	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものいる世帯への支援にあたり、主な連携先となる機関等について確認していきます。 ・現在関わりの深い機関等があれば、このタイミングで受講者に周知しておきましょう。 ・また、特に重要な機関として、スライド19ではこども家庭センター、スライド20では児童相談所を記載しているの、適宜解説しましょう。
21-26	4. 援助方針策定にあたってのアセスメントの観点	<ul style="list-style-type: none"> ・スライド21は、研修教材「No. 2-1 生活保護の基本的な実務」から引用しています。 ・子ども自身との面接により把握することが望まれる項目もあります。これも踏まえ、スライド22では、子どもに着目した支援のポイントを伝えていきましょう。 ・また、スライド24で紹介している「〇カツ！」は、生活保護世帯の中学生や高校生が進路を選択するにあたり、必要な情報や支援策等が整理されています。活用を促していきましょう。 ・スライド25では、子どものいる世帯への支援における困りごとにどう対応していくかを考えます。時間があれば、ご自身の職場でどう対応するか、受講者同士で考えてみてください。

27-48	Ⅲ. 事例で深める！子どものいる世帯への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ここからは、「子どものいる世帯への支援」について、事例検討を通じて理解を深めていきます。 ・検討のプロセスは共通のため、「No. 4-1 認知症のある方への支援」をお目通しのうえ、実施してください。
49	まとめ	略（他の教材と同様）
50	獲得目標の確認と振り返り	略（他の教材と同様）
51	出典・参考図書・文献	略（他の教材と同様）

No. 4-5① 精神障害のある方への支援

■研修の獲得目標

精神障害についての基本的な知識を学び、支援にあたっての姿勢を理解する

■所要時間の目安

2時間程度

※講師・受講者の業務の状況等に応じて、柔軟に時間の設定をしてください。

事例検討を行う際は、時間に余裕をもって実施してください。

■必要な準備

「まとめ」スライドの「講師からのメッセージ」

ワークが実施しやすい（受講者同士が話しやすい）座席配置

付箋※事例検討を行う場合

事例検討を行う場合、記載例スライド 34, 37, 40, 42, 44 は講師の手持ち資料とし、別途配布するなどのアレンジをしていただいてもかまいません。

■この研修で行うワーク

① こんな経験はありますか？

📄 研修の進行例

頁	スライド画像	(講師向け) 解説のポイント
0	表紙	略(他の教材と同様)
1	目次	略(他の教材と同様)
2	本研修の獲得目標を確認する	略(他の教材と同様)
3	ワークを行う上での留意点	略(他の教材と同様)
4	I. 精神障害に対する理解	略
5	ワーク	<ul style="list-style-type: none">・精神障害のある方への支援で難しさを感じる場面について話していただくワークです。・講師や2年目以降の受講者に、経験談を話していただくことも考えられます。・テーマは適宜変更していただいてもかまいません。
6-7	1. 精神障害とはなにか	<ul style="list-style-type: none">・スライド6では、CWにとって、精神障害のある方への関わりを難しく感じるであろうことにふれています。・CWが、精神障害のある方への支援において感じる難しさは「本人の外見から症状の変化が分かりにくい」ということもあるかもしれません。

		<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害は「気の持ちよう」という状態ではないということのを正しく伝え、理解を促していきましょう。
8	2. 障害者権利条約について	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約の概要について説明します。 ・「おさえておきたい」に記載の内容は必ず説明してください。今は、障害に対する知識と理解が深まったことで、障害のある方の「医療や支援に関するニーズ」と「社会的障壁」の双方に取り組む必要性が認識されています。これが基本的な考え方です。
9-11	参考：主な障害・疾患の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・主な障害・疾患については、時間に応じて割愛しながら説明してください。
12	Ⅱ. 精神障害のある方への支援にあたって	略
13-16	1. 支援を進めるにあたって	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害のある方への支援を進めるにあたって、どのように関わっていけばよいか、統合失調症のある方を例に学んでいきます。
17-23	2. 支援を進めていく上での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害のある方（世帯）へ関わっていく上での5つの留意点を説明します。
24-25	3. 地域移行について	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法等に引き寄せて、「地域移行」の重要性について説明をします。障害者権利条約の「自立した生活と地域とともに暮らすこと（第19条関係）」にも関連することを確認しながら、スライド25の支援の流れについても説明します。
26-27	4. 意思決定支援について	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者のある方の「意思決定支援」が重要であることを踏まえ、また「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要について説明します。 ・スライド26の「意思決定支援の原則」は、最も大切な考え方ですので、ここでしっかり学びましょう。
28-29	5. 主な連携・相談先	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害のある世帯への支援にあたり、主な連携先となる機関等について確認していきます。 ・現在関わりの深い機関等があれば、このタイミングで受講者に周知しておきましょう。
30-51	Ⅲ. 事例で深める！精神障害のある方への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ここからは、「精神障害のある方への支援」について、事例検討を通じて理解を深めていきます。 ・検討のプロセスは共通のため、「No. 4-1 認知症のある方への支援」をお目通しのうえ、実施してください。
52	まとめ	略（他の教材と同様）
53	獲得目標の確認と振り返り	略（他の教材と同様）
54	出典・参考図書・文献	略（他の教材と同様）

No. 4-5② 精神障害のある方への理解を深める

■研修の獲得目標

いわゆる心の病*のある方への支援における考え方や、障害特性、「本人主体」の支援のポイントについて深く学ぶ

■所要時間の目安

2時間程度

※講師・受講者の業務の状況等に応じて、柔軟に時間の設定をしてください。

■必要な準備

「まとめ」スライドの「講師からのメッセージ」

ワークが実施しやすい（受講者同士が話しやすい）座席配置

■この研修で行うワーク

- ① あなたがストレスを感じた時の、心身の不調や行動の変化は？
- ② どのような配慮が必要？
- ③ 障害特性についてのアセスメント
- ④ CWとしての自己理解に向けたあなたのストレングス
- ⑤ あなたが勤務している地域のストレングス（活用可能な社会資源）

※時間によって、ワークは省略していただいて差し支えありません

📄 研修の進行例

頁	スライド画像	(講師向け) 解説のポイント
0	表紙	略(他の教材と同様)
1	目次	略(他の教材と同様)
2	本研修の獲得目標を確認する	略(他の教材と同様)
3	ワークを行う上での留意点	略(他の教材と同様)
4	はじめに	・精神保健福祉法の改正により、自治体においては、精神障害とは診断されていない、メンタルヘルスに課題のある人の相談支援についても、対応が求められることとなりました。
5-6	I. 精神障害のある方の理解	・精神障害のある方を理解するにあたり「1.メンタルヘルスの課題のある国民・住民」「2.医療的支援を必要とする精神障害のある方(患者)」「3.福祉的支援を必要とする精神障害のある方」の順に学びます。
7	1.メンタルヘルスの課題のある	・私たちは、お腹の中にいる時(胎児期)から命を全う

	国民・住民	する時（老年期）に至るまでのライフステージ全般において、メンタルヘルスの課題を抱える可能性があることを伝えます。
8	ワーク①	・受講者自身がストレスを感じた時、どのような心身の不調や行動の変化があるかを話し合うワークです。
9	2. 医療的支援を必要とする精神障害のある方（患者）	・次に、2. 医療的支援を必要とする精神障害のある方（患者）についてみていきます。精神保健福祉法における「精神障害者」は、疾患を診断された方という定義であることを説明します。
10	2-1. 精神疾患を有する総患者数の推移	・精神疾患を有する総患者数の傾向を説明します。また、精神疾患は現在厚生労働省において「5疾病」に位置付けられており、私たちにとって身近な存在であるということを説明します。
11	2-2. 精神疾患に罹患した大人の発症年齢	・精神疾患は、思春期や青年期に発病しやすいとされていることから、本人の社会経験について丁寧に聴き取っていくことが重要であることを伝えます。
12	3. 福祉的支援を必要とする精神障害のある方	・次に、3. 福祉的支援を必要とする精神障害のある方（生活のしづらさがある方）についてみていきます。
13-14	3-1. ICF（国際生活機能分類）モデルの基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人を理解する上では、心身機能のマイナス面にだけ着目するのではなく、「障害」と「生活のしづらさ」の両側面から「その人全体を見る」ことが大切であることを説明します。 ・「ICFの生活機能モデルを構成するもの」は、それぞれの要素をしっかりと確認していきましょう。 ・CWとしては、本人を個人として尊重し、「生きること」を支えていく姿勢が求められます。 ・スライド14では、ICFモデルを踏まえ、健康状態と生活機能（プラス面、マイナス面の両方）、背景因子が相互に影響し合うものであることを、「Aさんの理解」を例に確認します。双方向の矢印に注目して、理解を深めましょう。
15	4. 「障害者」の定義	・「障害者」の定義について説明します。「心身の機能の障害」に加え、「社会的障壁」が強調されていることが1つのポイントであることを伝えましょう。
16-17	ワーク②	<ul style="list-style-type: none"> ・3人の人が、柵の向こうで開催されている野球大会をみるためにどのような配慮が必要か考えるワークです。受講者同士で意見交換しましょう。 ・17スライドは、ワーク後の解説に活用してください。

18	Ⅱ. 精神障害のある方の障害特性	略
19	1. 疾患と障害が共存している	・精神障害のある方の障害特性として「疾患と障害が共存している」ということを説明します。これに対して、「治療、リハビリテーション、福祉的アプローチ」で支援をしていくことを伝えます。
20	2. 障害の可逆性がある	・スライド13と14でも確認したように、ICFモデルの特徴は、各要素間に双方向の→が示されている点にあります。それぞれの様子が相互に影響するため、障害が固定しないということを説明します。 ・アセスメントも、関係機関を交えチームで行うことが大切になることを伝えましょう。
21	3. 体験としての障害がある	・障害のある方は、「自分に精神疾患や精神障害がある」ということに対して悩み苦しむことがある、ということに理解をしておきましょう。
22	ワーク③	・「疾患と障害の共存」「障害の可逆性」「体験としての障害」を踏まえ、受講者が支援する方の障害特性についてアセスメントしてみましょう。個人で考えたのち、受講者同士で共有します。
23	Ⅲ. 「本人主体」の支援のポイント	略
24	1. 本人のストレングスへの着目と信頼関係の構築の大切さ	・CWとして大切にしたい「ストレングス」について学びます。「生活保護の解釈と運用」p.92にも、その重要性は明記されています(お持ちの方はぜひ参照してください)。その人の「本人らしさ」に着目する視点と、面接相談や訪問等の機会を通じた本人との信頼関係の構築が大切であることをしっかり伝えましょう。
25-28	2. 本人を「生活の視点」から捉える	・本人の理解を深めるにあたって、病気や障害のことだけでなく「それまでの本人のあゆみ」を把握していくことの大切さを説明します。精神障害をもちながらも、新たな生活を構築していく「リカバリー」の支援が必要です。 ・スライド26の冰山モデルは、必要に応じて解説します。続くスライド27では、冰山モデルを活用しながら、「本人の観点」で考えてみましょう。 ・スライド28では、本人を「生活の視点」からとらえることと、本人をとりまく「環境」からも、ストレングスを見出していく重要性を説明します。また、環境のストレングスでもある「社会資源」の把握と、それを職場で共有する大切さを伝えていきます。

29-30	ワーク④ ワーク⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・スライド29では、CWとしての自己理解に向けて、受講者1人ひとりのストレングスを書いてみます。 ・スライド30では、勤務している地域のストレングス（活用可能な社会資源）を書いてみます。
31	まとめ	略（他の教材と同様）
32	獲得目標の確認と振り返り	略（他の教材と同様）
33	出典・参考図書・文献	略（他の教材と同様）

5. 働きやすい職場づくり

No.5 生活保護におけるリスクマネジメント

■研修の獲得目標

- ・生活保護業務におけるリスクとリスクマネジメントの考え方およびリスク発生時の具体的な方法を検討する
- ・ストレスマネジメントの必要性とその方法を理解する

■所要時間の目安

1 時間程度

※講師・受講者の業務の状況等に応じて、柔軟に時間の設定をしてください。

■必要な準備

「まとめ」スライドの「講師からのメッセージ」

ワークが実施しやすい（受講者同士が話しやすい）座席配置

■この研修で行うワーク

- ① 仕事の中でやりにくさを感じるのはどのような時ですか？

📄 研修の進行例

頁	スライド画像	(講師向け) 解説のポイント
0	表紙	略(他の教材と同様)
1	目次	略(他の教材と同様)
2	本研修の獲得目標を確認する	略(他の教材と同様)
3	ワークを行う上での留意点	略(他の教材と同様)
4	I. リスクおよびリスクマネジメントの考え方	略
5	ワーク	・「仕事の中でやりにくさを感じる時」について、受講者同士で自由に話し合ってもらいましょう。 ・テーマは適宜変更していただいてもかまいません。
6	1. リスクおよびリスクマネジメントとは	・まずは「リスク」とは何か、「リスクマネジメント」とは何かということを確認しておきましょう。 ・その上で、福祉事務所(生活保護業務)におけるリスクとリスクマネジメントが何かを学べるよう研修を進めてください。

7	2. リスクおよびリスクマネジメントをよりよく行うために…	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメントをよりよく行うために理解しておきたいことを整理しています。この研修で学んだことを日々の実践に活かしてしていくために、ここで受講者の皆さんと講師の方との間で共通認識を持てるようにしましょう。
8	Ⅱ. 生活保護業務におけるリスクマネジメント	略
9-10	1. 生活保護業務におけるリスクとは	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護業務におけるリスクとして考えられるものと、この研修で取り上げるリスクマネジメントについて整理しています。 ※生活保護業務におけるリスクとして考えられるものは、新たに追加していただいたり、受講者の皆様から意見を聞いてみたりしてもよいかもしれません。そのときはぜひ、挙げられたリスクについて「組織的に」どう対応するか、皆様で考える機会を設けてみてください。
11-12	2. 職員の対応に関するリスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクには、職員が被るリスクもある一方で、「気を付けたいこと（例）」のように、職員が受給者の方に不利益を被らせてしまいかねないリスクもあるということを説明しておきましょう。 ・この他にも、講師の方が考えられるものがあれば、追加してください。
13-16	3. 相談者とのトラブルが起こった場合のリスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者とのトラブルが起こった場合のリスクマネジメントについて説明します。 ・リスクマネジメントに限りませんが、「早めの相談」が大切であることを説明するようにしてください。 ・スライド7の「リスクマネジメントをよりよく行うために…」も踏まえつつ、皆さんの職場でも、ぜひ、対応について考えてみてください。
17-18	4. 職員の健康管理に関するリスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康管理のリスクマネジメントについて記載しています。 ・「職員をサポートする体制づくり」として、職場でこういった取組ができそうか、皆さんで考える機会を設けてみてください。
19-23	5. ケースワーカーのストレスマネジメントとセルフケア	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスマネジメントとセルフケアについて記載しています。 ・ストレスマネジメント・セルフケアの方法として3つ記載していますが、講師の方が実践されているリフレ

		ツシュの方法について、ご紹介いただくのも1つです。受講者の皆様からアイデアを出し合っていただいてもよいかもしれません。
24	まとめ	略（他の教材と同様）
25	獲得目標の確認と振り返り	略（他の教材と同様）
26	出典・参考図書・文献	略（他の教材と同様）

令和6年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業

研修教材活用BOOK

令和7年3月

一般財団法人 日本総合研究所

